

札幌市議会第二部予算特別委員会記録（第4号）

令和7年（2025年）3月7日（金曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 31名（欠は欠席者）

委員長	かんの 太一	副委員長	松井 隆文
委員	高橋 克朋	委員	こんどう 和雄
委員	細川 正人	委員	よこやま 峰子
委員	北村 光一郎	委員	小竹 ともこ
委員	伴 良隆	委員	川田 ただひさ
委員	藤田 稔人	委員	三神 英彦
委員	山田 一郎	委員	福士 勝
委員	村上 ゆうこ	委員	中村 たけし
委員	あおい ひろみ	委員	水上 美華
委員	森 基誉則	委員	篠原 すみれ
委員	福田 浩太郎	委員	丸山 秀樹
委員	好井 七海	委員	わたなべ 泰行
委員	森山 由美子	委員	小形 香織
欠委員	池田 由美	委員	長屋 いずみ
委員	佐藤 綾	委員	荒井 勇雄
委員	丸岡 守幸	欠委員	山口 かずさ
委員	脇元 繁之		

開議 午後1時

●かんの太一委員長 ただいまから、第二部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。山口委員からは欠席する旨、また、小須田委員からは三神英彦委員と交代する旨、届出がございました。

それでは、議事に入ります。

第3款 保健福祉費 第1項 社会福祉費及び第4項 生活保護費について、一括して質疑を行います。

●丸岡守幸委員 私からは、障がい福祉人材確保定着サポート事業について伺います。

令和5年10月の決算特別委員会におきまして、障がいのある方が地域で安心して暮らせるための支援や、ヘルパー等のスタッフ確保について、質

問をいたしました。

そのときの答弁では、令和4年度から学生を対象に、障がい福祉の仕事の魅力を発信し、新卒者の就職拡大につながることを目指した、障がい福祉サービス魅力発信事業に取り組んでいるということでした。

この事業は、札幌市近郊の福祉系専門学校等と連携いたしまして、1年から2年生の学生を中心に魅力発信を行い、障がい福祉に興味を持ってもらい、障がい福祉分野への就職者の増加を図るもので、毎年度3校で実施いたしまして、令和4年度には33人、令和5年度は84人、令和6年度は93人の学生が参加していたと聞いております。

将来を見据えた人材確保対策は、大変重要な課題であり、このように学生を対象に魅力を発信していくことは、一定の効果があると考えます。

そこで最初の質問でございますが、障がい福祉サービス魅力発信事業におきまして、学生に障がい福祉に興味を持ってもらうために、どのような内容を説明し、参加した学生の反応はどのようなものだったのか。また、今後、対象を広げていく予定はあるのかいかがか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 障がい福祉サービスの魅力発信事業、この実施内容についてお答えをいたします。

この事業では就職を目指す学生に対しまして、障がい福祉サービス事業所の仕事の内容とその魅力、これを知ってもらうために小冊子を作成いたしましたして、福祉系の大学や専門学校に配布するとともに学生向けにガイダンスを実施してございます。

ガイダンスでは、支援現場で働く若手職員が業務内容、やりがい、魅力などを分かりやすくパネルディスカッション形式で学生に説明をしておりまして、参加した学生の感想といたしましては実際に働いている人の声を生で聞いてよかった、今後の就職活動の参考になった、障がい福祉のイメージが深まったなど、令和4年度の事業開始以来、アンケートで高い満足度となっている状況です。

令和7年度におきましても3校で実施を予定しておりますが、未実施の学校へ働きかけを行うなど、より多くの学生に障がい福祉サービスの魅力を発信して、関心を高めてもらえる方法を検討し、就職に結びつくよう取組を進めてまいりたいと考えております。

●丸岡守幸委員 学生さんの受講後のアンケート、感想、今、お聞きしましたら、大変満足度が高く、おおむね良好ということでございます。

今後、より参加者の増加、就職者数の増加につながるよう、さらなる取組を進めていただきたいと考えております。

次に、人材不足の解消のためには、新卒者の就職拡大も大変重要でございますが、既に社会福祉サービス事業で働いている人が、現場、職場に定

着できるよう、事業所へ支援することもより重要な課題であると考えます。

これまで札幌市は人材定着を図るため、事業所の管理者に対して従業員との関わり方や、組織のマネジメント方法などを身につけてもらうための管理者研修、そして初任者が児童の発達支援に対して感じる不安を軽減するための初任者研修、また事業所職員の賃金改善を含めた処遇向上を図るキャリアパス制度導入支援事業の実施により、働きやすい職場づくりや職員の処遇改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、障がい福祉の仕事は、障がいのある方への身体的な介護や見守りなどの支援にあたり、体力的にはきつい支援を行いながら事務もこなさなければならないなど、業務負担が大変大きいものであります。

人材の定着のためには、こういったこれらの研修などに加えて新しい技術を取り入れるなど、事務所で働く人の業務負担の軽減にも取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで質問でございますが、障がい福祉分野のロボット等導入支援補助事業のこれまでの実績と、令和7年度に開始予定の障がい福祉分野のICT導入モデル事業の実施見込みについて、いかが伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 ロボット等導入支援の実績とICT導入モデル事業、この見込みについてお答えをいたします。

まず、ロボット等導入支援事業につきまして、職員の介護能力の負担軽減等を図るための機器を導入、これを支援するものでございまして、令和2年度に補助を開始しまして、令和6年度までの5年間で延べ55の事業所で機器を導入しております。令和7年度は、12の事業所での導入を見込んでおります。

導入の事例といたしましては、移動をサポートするロボットの導入によりまして、これまで3人で15分以上かかっていた入浴介助が、1人で10分程度でできるようになったほか、センサー付ベッ

ドの導入によりまして職員の見守り、巡回回数が減少するなど、労働環境の改善と業務の効率化につながっているところであります。

次に、来年度から新たに導入いたしますICT導入モデル事業につきましては、現場で職員の負担が大きい支援に関する記録作業、これをタブレット端末の導入によりましてデータ化し、職員間で共有するための機器などの導入や、支援記録から給付費請求事務までを一貫して行うソフトウェアなどの導入費用を補助いたしまして、事務の効率化を推進するもので、301事業所での導入を見込んでいます。

人手不足が深刻化している中で、職員の負担軽減を図りながら、障がいのある方が利用する障がい福祉サービスの質を維持、向上させる環境整備を進めるなど、引き続き、人材確保定着に資する取組を支援してまいりたいと考えております。

●丸岡守幸委員 労働環境の改善、職員の負担の軽減、そういったことで、ぜひサービスの質の向上、これをしっかり取り組んでいただきたいと考えます。

昨年の第4回定例会の代表質問で、障がいのある方の親亡き後の支援について私は触れましたが、これからも札幌市として、一層障がい福祉人材確保定着サポート事業、この取組を推進していただきまして、障がい福祉に関わる人材が安定的に確保されて、軽度から重度の全ての障がいの方々とそのご家族が、皆さん安心して住み慣れた町で暮らせることができるように、切に要望いたしまして、私からの質問を終わります。

●藤田稔人委員 私からは生活保護のケースワーカー業務の効率化、デジタル化の推進について、そしてごみ屋敷への対応について、大きく2点質問させていただきます。

まず、生活保護のケースワーカー業務の効率化とデジタル化の推進についてお伺いさせていただきます。

札幌市の生活保護の受給世帯数については、直近の昨年11月時点で5万7,816世帯となっております。

り、近年は緩やかになってはいるものの、増加傾向が続いております。

また、生活保護の申請件数及び新たに生活保護が開始となった件数を見ても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に大きく増加してからは高止まりで推移しており、これを年齢階層別に見た場合、コロナ禍以前との比較では、30歳未満の若年層の件数が多い傾向にあることとあります。

一方で、ケースワーカーが担当する世帯数は、社会福祉法において1人当たり80世帯が標準数と定められておりますが、現在の札幌市においては、1人当たり約90世帯となっており、年々標準数との乖離が進んでいるところであります。

このような状況では、ケースワーカーの業務負担が大きく、就労に向けた支援など生活保護の目的である自立の助長を丁寧に行うことが、困難になっているのではないかと懸念されます。

我が会派では、私とそして伴委員が継続して質問をさせていただいておりますが、昨年、第1回定例会の予算特別委員会において、ケースワーカー業務の効率化を一層推進すべきとの立場から質問させていただいております。

その答弁の中で、現行の業務フローの見直しや今後の業務改善に向けた提案を受けるため、民間コンサルタントに調査を委託し、実施しているとのことでした。

そこで質問ですが、この民間コンサルタントの調査結果では、どのような課題や提案が示されたのかお伺いさせていただきます。

●向瀬地域生活支援担当部長 民間コンサルタントの調査結果についてお答えいたします。

現在の生活保護業務が抱える課題として、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が増加している中で、制度改正や支援の多様化もございまして、ケースワーカーの負担が大きくなっていることのほか、紙媒体を中心とした業務フローや一部の事務の運用方法が全市で統一されていないなど、業務の効率性についても指摘されたこと

ろでございます。

そこで、紙の台帳の電子データへの置き換えや、事務作業の全市的な標準化などによって効率化を推進し、生活保護を受けられている方の自立に向けた支援の充実だけではなく、働き方の変化を通じて、職員のモチベーション向上を図るべきであるとの報告を受けたところでございます。

具体的には、電子化を含みます保護台帳作成方法の見直しや電子申請ツールの導入、タブレット端末の多様な活用など、合計で32の施策が提案されたところでございます。

●藤田稔人委員 民間コンサルタントからは、保護台帳の作成方法の見直しや電子申請ツールの導入など、生活保護業務の負担軽減や市民サービスの向上に資する32にも及ぶ様々な施策の提案を受けたとのことでございました。

本市の生活保護部門は、各区保護課のケースワーカーだけで約650人おり、これに課長、係長の管理職を合わせると、最前線を支える職員だけで800人を優に超える庁内でも屈指の大所帯であることから、生活保護部門の業務改善を実現していくことで、ほかの福祉業務などへの波及効果も期待されるところであります。

答弁にもございました民間コンサルタントから提案を受けた施策については、今後の具現化に向けて庁内での検討を進めていると聞いておりますが、現場で奮闘する区保護課職員の意見を十分に聞き、それを受け止めて進めていくことで、生活保護業務に携わる職員全体のモチベーションの向上にもつながることが期待されると考えます。

そこで質問ですが、民間コンサルタントの調査結果を受けて、業務改善の取組をどのように進めていくのか、お伺いさせていただきます。

●向瀬地域生活支援担当部長 調査結果を受けた業務改善の取組状況についてお答えいたします。

提案のあった施策のうち、タブレット端末の導入につきましては、今年度に中央区と南区の2区に先行導入したところでございまして、次年度以

降に残る8区に順次拡大を予定しております。

このほかの施策につきましては、各区の保護課係長職も参加いたします生活保護業務改善検討委員会を昨年7月に立ち上げまして、ケースワーカーの意見も吸い上げながら各施策の実現可能性や優先度等について、検討を進めているところでございます。

また、検討会と並行いたしまして、職員アンケートによる意見集約も随時実施してございまして、昨年8月に実施したアンケートでは、約360名のケースワーカーから回答がございまして、デジタル化やペーパーレス化によって業務負担を軽減し、対人援助に注力したいという声が寄せられたところでございます。

今後も現場のケースワーカーの声を継続して聞きながら、業務改善に取り組んでまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 引き続き、現場職員の声を丁寧にも吸い上げながら、よりよい業務改善の効果が実現できるよう、進めていただきたいと思います。

最後に、様々な業務改善施策の中でも特に重要と考えておりますデジタル化、ペーパーレス化の取組について、お伺いさせていただきます。

現在の生活保護業務は、依然として紙媒体を前提として業務が進められており、しかも一部の事務では先ほどの答弁のとおり、運用方法が統一されていない事務もあるとのことでございました。現場で日々奮闘しているケースワーカーには、デジタルに慣れ親しんだ若い世代の職員が多く配属されており、このような昔ながらの仕事の進め方では、やりがいや意欲を感じにくいのではないかと考えられ、業務のデジタル化を推進していくことで、こうした仕事の進め方の見直しにも大きな効果が期待されると考えております。

現在札幌市では、他の自治体に先駆けて、生活保護の現場にタブレット端末の導入を進めているとのことでございます。デジタル化への第一歩を踏み出したことは評価いたしますが、職員へのア

ンケートの結果にもあったように、生活保護業務のさらなるデジタル化、ペーパーレス化を望む現場の声は高まっており、市民サービスの維持・向上の観点からも、優先順位を上げて取り組むべき課題であると考えております。

そこで質問ですが、生活保護業務におけるデジタル化、ペーパーレス化について、今後どのように取り組むお考えかをお伺いさせていただきます。

●向瀬地域生活支援担当部長 生活保護業務におけるデジタル化、ペーパーレス化の推進についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、業務効率化及び職員のモチベーション向上の観点からも、生活保護業務のデジタル化は優先度の高い取組であると考えております。

そこで、今年度におきましては、これまでは紙の文書を金融機関に郵送していた資産に関する調査につきまして、照会方法のデジタル化を一部の区で試験運用しているところでございます。

このほか、生活保護を受けられている方が定期的に提出します収入や資産に関する申告書についても、オンライン方式の導入を検討しているところでございます。

今後はこうした取組を順次拡大するとともに、令和9年度中に予定しております生活保護業務システムの標準化では、電子決裁機能が追加されますことから、台帳の電子化、ペーパーレス化の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 本市の生活保護の状況は、若者世代の受給者が多くなっているほか、高齢者、特に単身の高齢者世帯の増加が続いており、これらの世帯への就労に関する支援や生活の安心にも寄り添った対応のため、対応に時間がかかり、課題解決も難しく、今後も生活保護のケースワーカーの業務量は増加が避けられないものと考えております。

さらなるデジタル化の推進をはじめとした業務

の効率化や改善の実施により、現場職員の負担軽減と生産性の向上が図られることは、支援を必要とする生活保護受給世帯に対してより効果的で、きめ細やかなケースワークが可能となり、ひいては世帯の自立の助長に直結するものと考えております。

本市の生活保護のデジタル化による業務改善はスタートを切った段階であり、今後はシステム標準化も見据えながら進めていくとことでありますが、市役所が取り組むべき課題が多様化、複雑化し、人口減少によりマンパワーの不足が見込まれる中で、よりよい市民サービスの質を維持していくためにも、生活保護業務のデジタル化、ペーパーレス化は優先度を上げて取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、ごみ屋敷への対応についてお伺いさせていただきます。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、家族や地域におけるつながりが希薄化する中、様々な福祉課題を抱えながら制度のはざままで支援が届かず孤立する世帯が増えており、その中には、いわゆるごみ屋敷で生活している方もいます。

ごみ屋敷は大量に積み重なったごみの崩落、火災の発生、悪臭や害虫の発生などのおそれがあり、居住者本人の健康面や近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。ごみ屋敷についても、ちょうど1年前の第1回定例会予算特別委員会において、福祉的な観点から対策に取り組む必要性について質問し、札幌市としても複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に取り組む中で、ごみ屋敷事案についても実態把握を進めると答弁がございました。

現在、北区、東区、厚別区、南区の4区でモデル実施をしている支援調整課では、複合的な福祉課題を抱えた方々への組織横断的な支援に取り組んでおり、令和7年度から全市展開も予定されているところですが、この支援調整課が対応する事案の中には、ごみ屋敷に関するものも含まれてい

るのではないかと思います。

そこで質問ですが、支援調整課の取組を通じて、ごみ屋敷に居住している世帯の現状をどのように把握しているのか、お伺いさせていただきます。

●東館総務部長 支援調整課の取組を通じて、ごみ屋敷事案の現状についてどのように把握しているのかという質問でございますが、4つのモデル区に設置しています支援調査課におきましては、福祉制度のはざまにあって地域で孤立している世帯を把握し、必要な支援につなげる取組を進めているところであり、その中には室内がごみ等の堆積物で埋め尽くされているなど、居住者本人の生活環境に悪影響を及ぼすと考えられるような事案もございます。

背景には健康状態の悪化や経済的困窮など様々な福祉課題があったり、自ら声を上げることが難しい方も多く、まずは対象者の状況に応じた緩やかな見守りや相談対応を続けながら、世帯との信頼関係を構築していくといった福祉的なアプローチが必要とされることが、個別事案の対応を通じて見えてきているところでございます。

令和7年度から支援調整課の取組を全市に広げる中で、地域の福祉関係者や外部の相談支援機関などとも連携しながら、こうした事案への福祉的なアプローチを積み重ねることで、さらなる実態把握に努めてまいります。

●藤田稔人委員 支援調整課の取組を通じて、ごみ屋敷事案を含め、制度のはざまにある世帯の把握や支援に取り組んでおり、今後さらに支援事例を積み重ねていくということでございます。

福祉的な観点から対象者に寄り添い、見守りなど継続的な支援を通じて、ごみ屋敷解消に向けたきっかけをつくっていくことは非常に大事なことです。対象者と信頼関係を築けたとしても、本人の健康状態や経済的な事情によっては、自力での搬出が難しい方もおり、搬出するための直接的な支援がなければ、ごみ屋敷の解消にはつながらないのではないかと懸念しております。

また、ごみを搬出してきれいにしたとしても、自力での清掃やごみ出しが難しい方は、ヘルパーの導入など、福祉サービスが継続されないと、再びごみ屋敷状態に戻ってしまうケースも多いと伺っております。

このため、搬出支援と再発防止策を組み合わせ、ごみ屋敷の解消を目指すことが重要であり、廃棄物関係を所管する環境局と福祉を所管する保健福祉局の連携が求められております。本日は環境局の清掃事業担当部長にも本来であればお越しいただきたかったところではございますが、ちょうど、今、この裏で環境局の質疑ということでございますので、お呼びすることはできませんでしたが、事前に環境局とは、このごみ屋敷対策の現状や考え方について意見交換をしたところでございます。

昨年、厚生委員会でごみ屋敷対策に関する条例を制定している神戸市を視察してまいりました。

神戸市では、ごみ屋敷対策に関する条例を制定し、環境部局と福祉部局が連携して、搬出支援も含めた対策に取り組んでおりました。

また、大阪市や横浜市など神戸市と同様に条例に基づき、ごみ屋敷対策に取り組んでいる政令市はほかにもあり、本市においても実効性のある支援策を検討する必要があると考えております。

そこで質問ですが、ごみ屋敷の解消につながる具体的な支援についてどのようにお考えか、お伺いさせていただきます。

●東館総務部長 ごみ屋敷の解消につながる具体的な支援策についてのご質問でございますが、今後はごみ屋敷事案に直面する機会が増えることが予想され、委員もご指摘のとおり、福祉的な支援だけでは解消が難しいケースもあると認識してございます。

昨年、総務省が公表しましたごみ屋敷対策に関する調査報告書におきましては、居住者の多くは健康面や経済面の課題を抱えているが、それに対応するような国の制度や支援策がないため、市町村が苦慮していること、関連する部局の連携に

よって解消率が向上すること、また、福祉的支援の継続によって再発の防止に効果が見られることなどが示されており、これらを踏まえて、本市におきましても環境局と保健福祉局で協議を開始したところでございます。

現在、政令市の取組状況の調査を進めておりますが、委員もご指摘のように、神戸市などごみ屋敷対策のための条例を制定して取り組んでいる都市もございます。

一方で、さいたま市では条例化によることなく、具体的な排出支援と福祉的支援を組み合わせた事業を令和6年度から新たに開始したと聞いております。

こうした各政令市の取組につきまして、より詳細に調査を進めますとともに、支援調整課が関わる市内のごみ屋敷事例も踏まえながら、本市の実態に即した実効性のある支援策を検討してまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員　ごみ屋敷対策につきましては、本市内の実態を把握し、解消につながる具体的な支援策が講じられることが第一でございますので、ぜひ本腰を入れて、さらに引き続き検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

また、神戸市を視察した際、条例化することで所管課がないという、いわゆるたらい回しの状況が解消され、また、ごみ屋敷対策について庁内合意が取れたことで、自分の業務として受け止め、取り組みやすくなったということを担当の職員がお話されていたらっしゃいました。

本市においては、新年度から10区展開される支援調整課が中心となって対応し、決してたらい回しになったり、解決できないからと問題を見て見ぬふりをするようなことが決してないように、取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

この件につきましては、条例化することで特段の不都合はないように感じておりますので、ぜひ、このごみ屋敷対策をさらに推進するという観点から、条例化も視野に入れて、さらにご検討いただきたいと思いますと考えておりますので、ご対応よろし

くお願いいたします。

●篠原すみれ委員　私からは大きく2項目、精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援と、物価高騰に伴う重度障がい者日常生活用具等の対応について質問いたします。

まず、大きな1項目め、精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援に関し、児童精神科専用病床の稼働状況についてです。

児童精神科の医師は全国的にも少なく、児童精神にかかる15歳以下の入院患者を受け入れたことのある医療機関も少ないことに加えて、すぐに入院先が見つからないという現状があります。

それらを踏まえて、2024年の決算特別委員会において、昨年10月に北大病院に児童精神科の専用病床を設置することとなった経緯や目的について質問しました。それに対し、児童精神科医療を必要とする児童は増え続けており、安心して入院できる環境整備のため、設置したとのご答弁でした。

本市では、そのほかにも市立札幌病院にも3床の児童専用病床を設置しており、それらも含め精神疾患や発達障がいを抱える子どもたちを支える体制を、適切に運営していくべきと考えます。

そこで質問ですが、北大病院の児童精神科専用病床の現在の稼働状況について伺います。併せて、市立札幌病院に設置されている3床の現状についても伺います。

●成澤障がい保健福祉部長　北大病院と市立札幌病院に設置している児童精神科の専用病床の稼働状況についてお答えをいたします。

まず、北大病院の専用病床6床の稼働状況につきましては、昨年10月に開設をしまして、現在までほぼ満床状態。また、この専用病床などを臨床の場といたしまして診療経験を積むなど、児童精神科専門医の養成も継続して行っているところでございます。

次に市立札幌病院の専用病床3床、こちらにつきましては、設置後適宜児童を受け入れてきたのですが、コロナ対応による体制の変更、あと状況

の変化等がございまして、今後も関係部局とともに稼働について検討を進めていく予定になっております。

●篠原すみれ委員 北大病院や市立札幌病院などのそれぞれの状況について理解いたしました。

本市は児童精神科専門医の養成に2014年から取り組んでいますので、今後も引き続き専門的な医療を必要としている児童に届く環境整備を行っていただくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、児童相談所の一時保護児童への対応についてです。同じく昨年の決算特別委員会において、児童相談所に一時保護中の児童で激しい自傷や他害行為が続く場合に、児童精神に関する入院先が見つからない状況があるため、それに対する本市の考えについていただきました。

それに対し、本市は北大病院をはじめとした関係機関と連携して体制等を改善していくのご答弁がありました。

そこで質問ですが、児童相談所に一時保護中の児童で入院先が見つからない場合の対応等について、現在の状況を伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 児童相談所の一時保護児童への対応についてお答えをいたします。昨年10月に設置しました北大病院の専用病床、この開設を機に当部と北大病院、児童相談所の三者で協議を重ねまして児童を受け入れることとして、今年に入りまして1名の受入れを行ったところでございます。今後も継続して受け入れる予定でございます。

●篠原すみれ委員 入院先が見つからない子どもたちへの支援については、保健福祉局の障がい保健福祉部と北大病院と、児童相談所の三者で協議を重ねて対応しているのご答弁でした。

適切な医療を必要とする児童が最善の治療を受けられるための橋渡しが不可欠であるため、今後も着実に取組を進めていただくように求めて、次の質問に移ります。

次は、医師や医療機関に関する今後の対応についてです。2022年1月に本市の障がい保健福祉部

が行った児童精神に関する医療機関向けの調査では、市内33か所の医療機関から回答があり、そのうち、入院を受け入れたことのある医療機関は6施設とのことでした。この数字が多いのか少ないかの判断は難しいものの、児童精神分野の実情として医療機関とのつながりに課題があることは明らかで、児童精神科の外来診療においても受診までの待機期間が長いことは全国的に課題となっており、メディアでも取り上げられております。

このような課題への対策の一つとしては、本市では、さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業が実施されております。この事業は、児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築、運用し、心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもへの支援体制の向上を目指しています。そして、このさっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業のさっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業では、受診先を探すため、複数の病院に電話をかけることのないよう、保護者などからの相談に応じ、医療機関等を紹介する取組を行っています。

これらの取組を通じて、精神疾患や発達障がいを抱える子どもを診療できる医師や医療機関が不足しているという課題を解決するため、関係機関との連携を深めていくべきと考えます。

そこで質問ですが、こうした課題に対応するため、本市では今後どのような取組を行っていくと考えているのか伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 児童精神科の医師不足や医療機関との連携に関する今後の取組についてお答えをいたします。

受診までの待機期間が長いことへの対応といたしましては、精神科医師を増やすために2014年度、平成26年度になりますが、この当時から北大病院と連携をしまして、継続的に医師の養成を行っているところでございます。しかし、医師の養成には数年かかりまして、また発達障がいや児童精神に関する受診のニーズは年々高まっていますことから、全国的にも医師の数が足りていない

状況が続いております。

このような状況を踏まえまして、受診までの待機期間中、保護者の方が不安になるのを軽減するために、かかりつけの小児科医におきまして、発達障がいについての正しい情報提供や対応のアドバイスが受けられるよう、市内の小児科と連携・協力をした取組を進めていくところでございます。

具体的にはこの一環としまして、今月13日に本市の子ども発達支援総合センター所長が市内の小児科医向けに子どもの発達に関する研修会を開催する予定でございまして、現在50人ほどの参加を見込んでいます。

今後も児童精神科と小児科との連携強化に取組、子どもの発達支援を強化して参りたいと考えております。

●篠原すみれ委員 近年、子どもの心の問題が大きな社会問題となっておりますが、子どものちょっとした言動や不安が小児科や専門的な児童精神科医の受診にしっかりとつながっているかという、なかなかそうではない現実があります。

また、児童精神に関する支援の必要性は、児童相談所や保護者からのアプローチからとは限りません。例えば、乳幼児健診や小児科での受診、学校現場において、関わった大人が課題をしっかりとキャッチして、適切なタイミングで専門的な診療につなげるネットワークの構築が求められると考えます。その取組こそが、こころのコンシェルジュ事業や子どもの心の診療ネットワーク事業です。

精神疾患や発達障がいを抱える子どもへの支援には、これらの本市の事業が必要な位置づけになると考えます。加えて、適切な診療や治療を必要としている児童を支援することは、児童本人だけではなく、保護者支援にもつながります。

児童精神分野における課題は、家庭環境とも密接に関わっております。保護者の支援が必要であったり、また子どもの様子から自分自身の子育て方が間違っているのではないかという不安や、

また愛情不足じゃないかなというふうに悩んで苦しんでいる方もいらっしゃるからです。

引き続き、精神疾患や発達障がいの悩みを抱える子どもや保護者などの支援を行う取組を着実に進めていただくように求めて、次の大きな質問に移ります。

次に大きな2項目め、物価高騰に伴う重度障がい者日常生活用具等の対応について質問いたします。

まずは、重度障がい者日常生活用具及び紙オムツの価格上昇を踏まえた対応についてです。

近年、物価高騰が続いており、障がいのある方々の生活にも大きな影響を与えています。本市では、札幌市重度障がい者、障がい児等の日常生活用具給付事業を実施しておりますが、日常生活用具の価格が事業で定めた給付の上限額を超えた場合、その超えた部分は自己負担になってしまうという仕組みです。そのため、昨年の決算特別委員会において、我が会派より物価高騰に伴う日常生活用具の価格上昇についてどのように対応していく考えなのかという質疑を行ったところ、上限額の見直しについて検討してまいりたいとのご答弁でした。

また、本市の紙オムツを支給する事業についての同様の質疑に対しましては、紙オムツ事業は、上限月額を超えた部分の自己負担を認めておらず、平均利用月額が約5,000円にとどまり、上限月額6,500円まで使い切れない方が多くいるため、仕組みの変更を念頭に置きながら検討を進めていきたいとのご答弁でした。

現在も物価は上昇しており、重度の障がいのある方々にとって欠かせない日常生活用具、そして紙オムツにおける価格上昇への対応は急務と考えます。

そこで質問ですが、日常生活用具及び紙オムツの価格上昇について、どのように対応していくのかお伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 重度の障がいのある方の日常生活用具、そして紙オムツの価格上昇

を踏まえた対応についてお答えをいたします。

まず、日常生活用具につきましては、市場価格を調査しまして、その結果に基づきまして、来年度、44品目中20品目の上限を引き上げる予定でございます。4品目は市場価格に合わせて引き下げを行いまして、残り20品目は据え置く予定としてございます。

次に、紙オムツ事業につきましては、受託事業者と協議を重ねまして、上限月額を超える部分の自己負担を認めて、上限月額6,500円を使い切れる仕組みに改定をする予定でございます。今後も利用者の声や主要価格の動向に注視しまして、事業を実施してまいりたいと考えております。

●篠原すみれ委員 日常生活用具について市場価格を調査した上で、約半数の品目の上限額を引き上げること、そして紙オムツ事業については、障がいのある方々が利用しやすい仕組みへ改定されたとのことでした。

当事者の目線に立ち、そして実態に合わせたこの見直し・改定は、多くの当事者の皆様にとって大きな取組と思います。

次は、ストーマ用装具の上限額改定についてです。

ストーマとは、直腸がんや大腸がん、事故などで消化管や膀胱などが十分な機能を果たすことができなくなった場合に、手術によって造設される人工肛門や人工膀胱のことです。そして、そこから排出される排せつ物や分泌物を溜める専用の装具のことを、ストーマ用装具といいます。

ストーマを造設した方をオストメイトと呼びますが、オストメイトの方々にとって、ストーマ用装具は定期的に交換が必要となる消耗品であり、生きていくために欠かせない必需品です。

しかしながら、ストーマ用装具を使用している関係団体や利用者からは直接、これらも価格が上昇しているとお聞きしております。

ストーマ用装具は消耗品であるため、その価格が上限額を上回った場合、毎月自己負担額が発生してしまい、オストメイトの方々の経済的負担は

大きなものとなってしまいます。

そこで質問ですが、ストーマ用装具の上限額改定についてどのように考えているのか、お伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 ストーマ用装具の上限額の改定について、お答えをいたします。ストーマ用装具は、日常生活用具に位置づけられておりまして、他の用具と同じく市場価格調査に着手したところ、障がい状況等によって装具の数が異なること。これに加えて、皮膚保護剤や消臭剤等の付属品の数が多い、種類も多いということで、より詳細な調査が必要と判断をいたしまして、現在も取引業者に対し調査を継続中であります。

今後、業者への調査結果や障がい者団体からの要望内容も踏まえつつ、他の政令市の動向も注視しながら、ストーマ用装具の上限額改定について検討していきたいと考えております。

●篠原すみれ委員 昨年の決算特別委員会での審議の後、ストーマ用装具の市場価格や取扱業者への調査を実施しているとのことご答弁で、前向きに捉えました。障がい者当事者にとって、生活する上で必要なものを確実に確保できることは、極めて重要です。引き続き、市場価格や当事者の方々への調査をしっかりと進めながら、給付を受ける方にとって、利便性の高い支援制度にさせていただくことを求めます。

最後に要望です。かねてより申し述べていることですが、物価高騰は各種サービスの事業所運営にも影響をもたらしております。例えば、障がいのある方々に訪問入浴サービスを提供している事業者は、物価高騰による燃料費等の増大により、職員の賃金アップができず、担い手不足に拍車がかかっているという実情もあります。

様々なサービスを持続可能なものにしていくためには、安心・安全なサービス提供が求められる事業者の声にも耳を傾けることが必要です。障がいのある方々が安心してサービスを受けられる環境づくりのためにも、報酬体系の改定を検討して

いただくなどの取組を改めてお願いしまして、私からの全ての質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、インクルーシブ遊具等を活用した障がい理解の促進について、要配慮者の個別避難計画の推進についての2項目について、質問をいたします。

まず初めに、インクルーシブ遊具等を活用した障がい理解の促進について、農試公園の遊具広場における障がいのある子どもの利用状況と、障がい保健福祉部の取組についてお伺いいたします。

我が会派では、令和5年4月に供用を開始された農試公園の誰もが遊べる遊具広場について、市議会において継続的に取り上げてまいりました。

この遊具広場には、小さい子どもや障がいのあるなしにかかわらず、遊びに参加できる配慮が施されており、オープン以降、たくさんの子どもたちでにぎわっており、市の調査では保護者の9割が満足と答えております。

そのような状況の中、昨年の建設局、みどりの推進部の予算特別委員会では、混雑により障がいのある子どもが十分に利用できていない課題があるため、比較的空いている時間帯などを利用者等に案内し、障がいのある子どもにより広く利用していただけるよう、取り組む旨の答弁をいただいたところでありました。

農試公園のみんなのガリバー広場の入り口看板には、体を動かすのが難しい子がいます。相手の気持ちを考えるのが苦手な子がいます。介助の方や保護者の方のために、大人も登れますと明示され、ここはあらゆる子どもが出会い、一緒に遊べるみんなの遊び場です。子どもも大人も楽しい遊びの時間を共有することで、多様性を自然に受入れ、人と人とのつながりが生まれる場となることを目指していますと書かれております。

遊具広場はただつくって終わりではなく、様々な障がいのある子ども、障がいのない子どもが人と人とのつながりを持ちながら、自然に楽しく、安全に交流できるようにすることが最も大事なことでありと考えております。そのためには、整備

の担当部局だけではなく、障がい福祉の担当部局も連携したソフト面の取組が重要と考え、これまでの議会でも何度も取り上げてきたところであります。

昨年の決算特別委員会での我が会派のわたなべ委員の建設局の質問の答弁においても、南区の藻南公園の再整備においてインクルーシブ遊具の設置が決定したところでもあり、今後も大事な課題と捉えております。

そこで質問ですが、農試公園の遊具広場における障がいのある子どもの直近の利用状況は、どのようなものであるのか。また、障がいのある子どもが遊具広場をより利用しやすくなるよう、障がい保健福祉部としてどのような取組を行っているのか伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 農試公園の遊具広場における障がいのある子どもの利用状況等について、お答えをいたします。

まず、利用状況につきましては、これまで混雑により利用できないとの声が寄せられていたことが、公園周辺の障がい児利用施設へ数か所聞き取りを行いまして、建設局が行った比較的空いている時間帯の案内、これによりまして、以前よりは一定程度利用ができているということを確認しております。

また、利用した感想としましては、様々な障がい特性に配慮した遊具などによりまして、子どもが安心・安全に楽しく遊ぶことができ、利用がしやすいという声が寄せられたところでございます。

次に、当部における取組といたしましては、まずは子どもの頃から障がいに対する理解を深めていくことが重要であると考えことから、親子を対象とした研修や、副読本の配布、学校への出前講座など、心のバリアフリーの意識醸成に注力をしているところではありますが、遊具広場の利用促進につながる取組が必要と考えているところであります。

●森山由美子委員 様々な障がい特性の子ども

たちが安全に楽しく遊んでいるとのことで、誰もが遊べる遊具広場として、一定の役割を果たしているということが分かりました。

札幌市では市民の障がい理解を進めるため、心のバリアフリーの普及啓発をはじめ、様々な取組を行っていることは承知をしておりますが、一方で、障がいのある子どもとない子どもが自然に触れ合い、交流をする中で障がい理解を深めていくような具体的な取組は、まだまだ少ないと感じております。

我が会派として視察したインクルーシブ公園の先行事例の一つである東京都の砧公園では、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが生き生きと遊ぶ姿などを収めたミニ写真展を開催したり、子どもたちが一緒にひまわりの種をまき、咲いた姿を楽しめるようにするなど、ソフト面の様々な試みを行ったとのことでございました。

その結果、最初は遠慮していた障がいのある親子連れも来るようになり、子ども同士で自然に遊具を譲り合い、大人が加入することが全くなく、子どもたちの楽しく交流する場面が多く見られるようになったと伺いました。

そこで質問ですが、誰もが遊べる遊具広場を一つのきっかけとして、障がいのある子どもとない子どもがもっと交流の機会を持ち、障がい理解を深められるようなソフト面の取組が必要であると考えますが、今後どのような取組を行うのか伺います。

**●成澤障がい保健福祉部長** 障がい理解を深めるためのソフト面の今後の取組について、お答えをいたします。

農試公園の遊具広場におきましては、みどりの推進部と連携をしまして、公園の建物内に心のバリアフリーの啓発コーナーを設けまして、利用者の障がい理解の促進、この取組を行っていく予定でございます。

また、障がいのある子どもとない子どもが触れ合い、一緒に遊ぶ中で、障がいに対する理解を深め、様々な気づきや必要な配慮を促す取組とし

て、初めて親子向けのワークショップを今月22日にエルプラザで開催する予定でございます。

この取組の中で得られました障がいのある子、ない子の子どもとの交流における成果や課題、これにつきまして関係部局とも共有をしまして、公園の利用や障がいのある方が参加できる場がより広がるように、取組を進めてまいりたいと考えております。

**●森山由美子委員** 最後に要望でございます。東京の砧公園もオープン後、誰もが楽しめ、遊べるために進化を続けているとのことです。園内で子どもたちが遊ぶことで気がつく配慮や工夫するべき点を見つけるために、モニタリングも重ねて実施をし、そのモニタリングデータ、声を遊具設置の改善につなげたり、子どもたちの本音をリーフレットにまとめたりなど、誰もが心地よく遊べるように配慮や工夫をしているとのことでございました。

農試公園の遊具整備以降、苫小牧市、石狩市、北斗市などに整備され、旭川市の旭山動物園にも議会質問を通し、導入が検討されております。

北海道にインクルーシブ遊具が波及する中で、初めての遊具を取り入れた今後も、札幌市としてソフト面の充実を図っていくことは大変大事なことと思っております。建設局と今後も連携をしながら、ぜひとも継続した取組を進めていただくことを求めまして、この質問を終わります。

次に、要配慮者の個別避難計画の推進に関して質問をいたします。

近年の大規模災害において、高齢者や障がいのある方といった要配慮者が、避難場所や避難すべきタイミングが分からなかったことで逃げ遅れ、高い割合で犠牲となる事例が見られたことから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村は避難行動要支援者のうち、同意が得られた方について、個別避難計画を作成するよう努めることとされました。

また、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、優先度が高いと市町村

が判断した方については、地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で計画の作成に取り組むことと示されたところです。

このことを受けて、札幌市においては、令和5年度に計画作成の試行実施を行ったほか、計画の作成に当たり、重要な役割を担うケアマネジャーなどの福祉専門職を対象としたアンケート調査を実施し、課題抽出を行ったところであります。

さらに、令和6年度においては、把握した課題への対応案を検証しながら、モデル事業を実施しているところであり、令和7年度以降からの本格的な事業実施を目指しているとのことであります。

この個別避難計画作成の推進に関しては、我が会派として喫緊の課題と捉え、質問を重ねてきたところであり、令和6年第3回定例市議会の決算特別委員会においても、実効性のある計画作成には協力が欠かせない福祉専門職への支援の充実強化などを求めたところであります。

そこで質問ですが、令和6年度のモデル事業の実施状況と、これまで把握された課題について伺います。

**●向瀬地域生活支援担当部長** 個別避難計画のモデル事業の実施状況と把握された課題について、お答えいたします。

本年度のモデル事業は、清田区全域のほか、豊平区、南区、西区の一部地域を対象としまして、これらの地域内に居住いたします避難行動要支援者名簿に掲載されている方の中から、災害危険度と身体状況により対象者を抽出したところでございます。

作成にあたりましては、対象となる方を日頃から担当している福祉専門職の方に協力を依頼しまして、手引書の配布やオンライン研修会を開催するなどの支援を行いながら、現在作成を進めているところでございます。

モデル事業で作成された計画につきましては、対象者一人一人の身体状況を踏まえた避難の実効性が高い内容となっております、福祉専門職の

方の協力を得ることが重要であるということを含めて認識したところでございます。

その一方、課題につきましては、福祉専門職が在籍する事業所については、小規模の事業所も多く、本来業務の多忙さから協力を得ることが難しい場合もあるため、協力が得られやすくなるような作成支援をさらに検討し、実施していくことが必要というふうに認識しているところでございます。

**●森山由美子委員** モデル事業を実施して課題抽出を行うことは、今後の本格実施に向けた整理や今後の事業の進め方を検討する上で、重要なプロセスであるということが理解できました。

また、モデル事業においては、通常業務が多忙な状況にある福祉専門職の協力をできるだけ得られるよう、課題やニーズを踏まえた支援の充実に努めているとのことでございました。

福祉専門職に対しては、計画作成への協力により、新たな負担を求めることになることから、今後も協力することの意義などの丁寧な説明と必要な支援に取り組んでいただくことを求めます。

さて、質問の冒頭で述べたように、個別避難計画については、優先度が高いと市町村が判断した方については、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の法改正から、おおむね5年程度で計画の作成に取り組むことが、国の取組指針で示されており、その5年目がまさに次年度の令和7年度であり、札幌市としても本格的な事業実施を予定しております。

札幌市の避難行動要支援者名簿に掲載されている方が令和6年1月1日時点で11万8,943人と多数に及ぶ中、できるだけ速やかに計画の作成を進め、要支援者の安全性の確保のためには、まずは災害発生時のリスクが特に高い方から作成に取り組むことが肝要であり、そのためには優先度を適切に設定することが極めて重要と考えます。

そこで質問であります、計画作成の優先度の設定について、どのような条件設定を考えているのか。その場合、作成の対象者数はおおよそ何人

になるのか伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 計画作成の優先度の設定と、作成の対象者数のおおよその人数についてお答えいたします。

札幌市の避難行動要支援者名簿に掲載されている方が多数に及ぶことから、国の例示や他都市の状況を踏まえた優先度の条件を設定し、優先度の高い方から作成に取り組む予定でございます。

優先度の条件設定におきましては、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の身体状況や、個別避難計画の作成が特に有効とされます風水害の災害危険度を考慮することが、重要と認識しております。

具体的には、身体状況が要介護3以上、または障がい支援区分4以上の方か、18歳以下の障がいのある方に該当しまして、かつ、災害危険度につきましては、洪水時に想定されます浸水深が3.0メートル以上の区域、または河岸侵食、氾濫流のおそれのある区域、または土砂災害等起因区域に居住される方を条件にしたいと考えております。

この条件におきましては、令和6年1月1日時点の避難行動要支援者名簿では約1,800名の方が対象者として抽出されますが、この中には施設入所中の方や長期入院中の方などが含まれまして、これらの方々が対象外となりますので、令和7年度に実際に計画を作成される方はこれより少なくなると見込んでいただいております。

●森山由美子委員 計画作成の優先度について、個別避難計画の作成が特に有効とされる災害リスクや対象者の状態等を考慮し、国の例示や他都市の状況も踏まえた検討がなされているということでした。

計画作成の優先度が高いと判断した方から取り組むとのことですが、災害はいつ起こるか分からないことから、できるだけ速やかに作成を推進できる体制が必要であると考えます。

また、先ほどから繰り返し述べているように、ケアマネジャーなどの福祉専門職の協力を得るための支援も適切に行っていく必要があると考えま

すが、ご自身で福祉サービスの利用調整を行うなど、そもそも担当の福祉専門職がいない対象者についても、計画作成を支援する必要があり、これらを推進するための体制構築が必要と考えます。

そこで質問ですが、令和7年度の本格実施に向けて、どのような事業推進体制を考えているのか、また今後のスケジュールについて伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 令和7年度の本格実施に向けた事業推進体制と今後のスケジュールについて、お答えいたします。

計画の作成を速やかに進めていくためには、福祉専門職の方の協力をより多く得られるよう、きめ細やかなサポート体制を整える必要があると認識をしております。

また、担当する福祉専門職がついていられない対象となる方も一定数見込まれますので、介護や福祉の専門的知識に基づき、計画作成を直接支援することも必要と考えております。

このため、事業の推進に当たりましては、介護や福祉の専門的指標を持つ人材を有し、個別避難計画の作成に関する業務を総合的に推進できる体制の構築が必要であり、他都市の取組状況等も参考にしながら、外部人材の活用も含めて、現在検討を進めているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、対象となる方の抽出作業や関係団体への周知等、本格実施に向けた準備を進めた上で、令和7年8月頃から福祉専門職の方への協力依頼や説明会を順次開催いたしまして、その後、対象となる方への同意確認、計画作成へと進めたいというふうに考えているところでございます。

●森山由美子委員 令和7年8月頃から計画作成へと進むということでした。

個別避難計画の推進について、札幌市は令和5年度に行った試行実施、令和6年度のモデル事業と検証を進め、7年度で本格的な事業実施に至ったこれまでの取組は評価をいたします。

そして、これまでモデル事業や検証を含めたこ

の数年で、介護現場における災害対策を進める上での現実的な課題、災害対応力の充実強化を含めた介護職員のスキルアップの必要性など、市としても肌で感じていただいたものと思います。

については、全区展開を進めるに当たって、各事業所の状況をしっかり把握し、実効性のある事業所ごとの個別避難計画を作成していく必要があり、常に状況変化もあることから、更新をしていくことが今後大変重要になると考えております。

また、課題と対応策を整理するとともに上位計画との整合性を図り、介護事業所との連携を強めながら、災害に遭っても誰一人取り残さない命を守る本事業を、力強く進めてもらうことを強く求めまして、私の質問を終わります。

●佐藤 綾委員 私からは生活保護に関連して、物価高騰の影響とケースワーカーの増員の二つについて質問いたします。

生活保護の申請数は全国的に増加傾向が続き、本市でも生活保護の利用者は、コロナ禍の2021年度のときよりも、今年度は既に先ほど藤田委員よりありましたけれども、5万8,000世帯を超えて3年で約3%増えており、続く物価高騰も要因の一つと言われております。

物価高騰対策として、非課税世帯への3万円、子どものいる場合は1人当たり2万円の給付金が開始されておりますが、寒冷地である北海道では、灯油代など光熱費の高騰によって消費してしまい、ほかの地域とは大きな差があります。

そこで、生活保護利用者への物価高騰の影響に関わり、お聞きをいたします。消費者物価指数を見ますと、2014年の2.7%の急上昇後、ほぼ0.3%から0.8%の上昇で推移し、2019年は特に水光熱費が前年より2.3%上昇しました。

2020年以降はコロナ禍や世界情勢などの影響、また円安を招いた政策から長期の物価高騰が続いてきました。しかし、生活保護基準は2013年からの最大10%の減額に続き、2015年は住宅扶助と冬季加算を引き下げ、2018年からさらに生活扶助費の最大5%もの減額と、母子加算、児童養育加算

引き下げが行われてきております。

2022年度、物価高騰への対応として、国は1人当たり1,000円を特例加算とし、2022年度までの支給額を下回らない程度と措置したものの、物価高騰には、はるか及ばない対応でしかなく、来年度は加算に500円上乘せするとのことですが、これではお米を買うときの昨年との差額でさえ足りず、現在のキャベツ1個の値段より低い微々たる額で、2013年以前の基準にも全く追いつかないままです。

そこでお聞きいたしますが、さらなる物価高騰が続く中、生活保護費が下げられ、据え置かれたままでありますが、生活保護利用者の暮らしに及ぼす影響についての認識をお伺いいたします。

また、灯油の購入などでまとまったお金が出ていくために、食費から回さざるを得なく、食料品も高騰しており、食べるのにもこと欠くという事態にも至る場合がありますが、そのような相談がある場合、どのように対応されているのか伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 物価高騰の生活保護を受給されている方への影響と相談時の対応について、お答えいたします。

生活保護を受給されている方につきましては、国が基準を定めます最低生活費の範囲内で、生活需要を賄うのが基本的な考え方となっております。

一方、長引く物価高や光熱費の高騰は、とりわけ生活保護を受給されている方の生活には、なお大きな影響が続いているものと認識しております。そのため、札幌市では、北海道市長会を通じまして、生活保護基準の見直しを適宜行うよう、国に対して要望しているところでございます。

また、家計管理が困難であるとの相談がケースワーカーに寄せられた場合につきましては、担当のケースワーカーが生活状況等を丁寧に聞き取った上で、計画的なやりくり等の必要な助言をさせていただきます。

●佐藤 綾委員 市長会でも要望していただい

ているということですが、家計のやりくりも、今、物価高騰で本当に大変になっておりまして、やりくりがし切れないという状況でございます。

全国で困窮する方への食糧支援、炊き出しなどが民間の団体などで行われており、求める方が右肩上がりで上がっているということなのですが、東京池袋で毎回500人から600人が来る炊き出し会場での昨年の調査によると、48%の方が生活保護利用者だったということです。

以前は困窮した人を、生活保護などの制度につないで貧困からの脱出を手助けする活動が中心でしたが、今は制度につながっていても貧困状態が固定化されている人を支援せざるを得ない状況になっていると、支援団体のつくろい東京ファンドの稲葉代表理事が話されておりました。

そうした中、2月5日に生活保護利用者が食料支援事業のフードバンクを利用した場合、島根県出雲市と鳥取県鳥取市が収入と認定し、生活保護費を減らしていることが、山陰中央新報で報道されました。出雲市は事前にフードバンクを利用しないように、指導までしているとのこと。

一方、厚生労働省はフードバンク利用での保護費減額は、原則しないとの考えです。

何らかの事情によって、困窮している生活保護利用者にとって、支援に頼らざるを得ないこともあるかと思いますが、減額はすべきではないと私は思っております。

そこでお聞きいたしますが、札幌市では生活保護利用者がやむを得ずフードバンク等で食料支援を受けることについて、どう対応されているのか伺います。

**●向瀬地域生活支援担当部長** 生活保護を受けられている方がフードバンク等で食料支援を受けた場合の対応について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、生活保護を受給されている方に対して、フードバンクから提供される食料につきましては、その取組の趣旨に鑑みまして、原則収入として認定しないことができる取扱いと

なっております。

また、過度にフードバンク等を利用するなど、家計管理が困難な世帯につきましては、適切に家計の管理を行うよう、必要な助言や指導を行わせていただいているところでございます。

生活保護を受給されている方がフードバンクを利用した場合の取扱いにつきましては、各区保護課に対しまして、会議等を通じて改めて周知徹底を図り、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えております。

**●佐藤 綾委員** 本市でも、この物価高騰の中では、制度につながっていても支援が必要な人が増えているのではないかと思います。札幌市で行われている民間での食料支援、フードバンク等の支援のうち、生活保護利用者を対象としないという内容のところもあるとお聞きをすることがあります。

私の事務所にも物が高くて生活が苦しいという相談が増えており、生活保護を利用していても物価高騰で灯油が買えない、食べるものが十分ではないなどで、体調の悪化や疾病にもつながる事態となります。フードバンク等の支援を行っている団体には、理解を得られるようにしていただきたいと思っております。

また、ケースワークの中で事情をよく聞き、制度や支援につなぐことも必要だと思っております。場合によっては、冬季加算の前倒しでの支給や応急援護資金などもありますので、柔軟な対応をするよう、お願いをいたします。

次に、冬場の物価高騰に当たり、冬季加算についてお聞きをいたします。生活保護費の冬季加算は10月から4月までですが、2015年以降の基準は、単身者で2万8,000円余りも下がり、4人世帯では5万円も減額となる中、電気、ガス料金も当時より3割も上がっています。

また、灯油価格は、北海道消費者協会によりますと、2015年2月に平均77円50銭でしたが、今年2月の配達価格では、1リットル131円台という高さです。昨年、一定議会、予算特別委員会で冬

季加算の特別基準について質問いたしました。冬季加算の特別基準の要件として、重度障がい者加算がされている世帯、また要介護3から5の方がいる世帯、0歳児がいる世帯などとなります。

特別基準の要件から外れる場合でも、外出が著しく困難で、常時在宅せざるを得ない状況にあるなどにより要件を満たす可能性があり、医師の診断と、あるいは診断がなくても外出が困難と判断できる場合、本人からの申請により、また申請によらずとも、実施機関で認定することができるという対応を伺いました。

ケースワークの中で生活実態を把握し、必要と判断された世帯に対しては、申請手続を経ることなく認定している。訪問活動等を通じ、生活実態の変化などの把握に努め、必要な世帯に対しては認定するよう、徹底してまいりたいとのご答弁でした。

しかし、昨年度と今年度の冬季加算特別基準の世帯数を見ると、今年10月時点で1,265世帯と7件しか増えていません。これでは、全体の保護世帯数の増加割合より少なく、本来受けられる要件にあっても、認定されずにいる方が少なくないのではないかと懸念をしております。しかも、この光熱費高騰の中ですから、特別基準になる可能性について、日常のケースワーカーがいち早く気づくことが一層必要です。

また一方で、生活保護世帯には通知されておらず、要件に当てはまる状況があるとしても特別基準があるということさえ、ほぼ皆さんが知らないことから、保護課としても周知することが必要ではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。冬季加算特別基準に認定される要件を満たしている方の実態をしっかり把握し、ケースワークの中でも今後さらに重視する必要があると思いますが、いかがか伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 冬季加算の特別基準への対応について、お答えいたします。

冬季加算の特別基準は、傷病、障がい等により

外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない方や、1歳未満の乳児が世帯にいらっしやって通常の冬季加算額では賄い切れない場合に、認定ができるという取扱いになってございます。

例えば、要介護3以上で日常生活において、常時在宅での介護を必要とされる場合や、医師の診断書等により要件を満たした場合については、対象となり得るところでございます。

また、要件を満たさなかった世帯であっても、要介護度が上がる等の世帯の状況の変化によっては、新たに要件を満たす場合もございます。

こういったこともあることから、今後も家庭訪問等を通じまして、世帯の生活実態を的確に把握をいたしまして、適正な認定につなげてまいりたいと考えております。

●佐藤 綾委員 保護課のほうでは、一層の丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

そして、根本的にこの減額された基準では生活が追い詰められる一方です。北海道市長会でも要望されていると、先ほどもお聞きしましたけれども、生活保護基準額や冬季加算の増額を国に、本市としても強く要望していただきたいと申し上げます。

最後に、ケースワーカーの増員について伺います。社会福祉法では、ケースワーカー1人当たりの担当する世帯数の標準数が1人当たり80世帯とされておりますが、昨年の予算特別委員会で今年度は9人の増員により、平均88.8世帯となる見込みだとお聞きをいたしました。

ケースワーカーの担当世帯数と標準数に大きな差があり、ケースワーカーの指導、相談に当たる査察指導員スーパーバイザーも不足している点も指摘させていただいたところです。

来年度2025年度は、保護課では10人の増員により、定数が652となる予定と伺っております。

そこでお聞きいたしますが、来年度の増員で1人当たりの担当数はどのように改善されるのか伺います。

また、ケースワーカーの指導を行うスーパーバ

イザーの配置についても、あわせて伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 ケースワーカーの増員による担当世帯数の改善等について、お答えいたします。

近年生活保護の受給世帯数は増加傾向にございまして、直近の令和6年11月末時点の受給世帯数と、現在のケースワーカー定数でございまして646名で算出をいたしますと、ケースワーカー1名当たりの担当世帯数については、89.5世帯となるものでございます。

令和7年度につきましては、全市で6名のケースワーカーを増員いたしまして、定数は652名となることから、ケースワーカー1名あたりの担当世帯数につきましては88.7世帯ということで、0.8世帯分ではございますが改善される見込みとなっております。

また、SV、査察指導員につきましては、ケースワーカー7名につきまして1名を配置しているところとございまして、令和7年については全市で2名増員することから、定数は98名となる見込みとなっております。

●佐藤 綾委員 ほぼ今年度と来年度の見込みの平均担当数が変わらないということなので、昨年から増えた世帯数分の増員のみということではないかというふうに思います。

生活保護の申請は増加傾向が続いて、20代でも今年度7月では15%とお聞きをしました。

要因として、有効求人倍率が昨年12月でも0.89程度と低い水位であることも影響しているのではないかと、今後も続くのではないかと推察されます。

就労指導を一つとっても、ケースワークの中では寄り添った指導支援が重要になりますし、利用世帯の半分を占める高齢者世帯でも、様々な配慮が必要ですが、ケースワーカーの年齢が若く、経験が3年未満の職員が7割近い、大変多い状況です。様々な制度に精通することが必要であり、介護や障がいや医療の制度、1人親での制度、また世帯に進学する子どもがいる場合など、あらゆる

ことに対応しなければならず、またそれが自立の支援ともなるものです。そして、利用者の自立につながることは職員のやりがいにもなると思います。

先ほど質問いたしました冬季加算のこともそうですが、できるだけ制度を活用し自立の助けになるように支援ができるよう、信頼関係の構築にも訪問して状況を聞くことや、制度や施策などに精通していることも、重要な要素となると思っております。

昨年、予算特別委員会の質疑の中で、コロナ禍では訪問できず、相談、支援が不十分だったということから、訪問調査活動を全市の重点事業に位置づけ、被保護者との信頼関係の構築に取り組んでいるということが分かりましたけれども、担当世帯数が多いと時間が取れず、支援者に寄り添う十分なサポートができないなど、悩むこともあるのではないかと心配でもあります。

そこで質問いたしますが、フォロー体制や体制づくりの強化にも取り組んでいることは昨年の予特でお聞きをしていますが、その中でケースワーカーの成長と、フォロー体制上での課題など、捉えていることをお聞きいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 ケースワーカーの成長とフォロー体制に関する現状の課題について、お答えいたします。

生活保護を受給される世帯が抱える課題が複雑化、多様化する中で、適切な支援を行うためには関係部局等との連携を強化するとともに、人材育成によりケースワーカーの専門性を高める必要があると認識をしているところでございます。

そこで事例を用いた実践的な研修や、児童虐待をはじめとします様々な福祉的課題への理解を深める研修を実施し、関係部局等との協働による支援の重要性を学ぶとともに、対人援助力の向上にも取り組んでいるところでございます。

また、ケースワーカーを適切にフォローするため、必要に応じてSV、査察指導員等が同行、同席するなどの体制はとられておりますが、組織と

してしっかり支えるためには、課長職等のマネジメント力の強化にも継続して取り組む必要があると認識しているところでございます。

●佐藤 綾委員 年々変わる生活保護法や各種の制度など常に勉強し続ける必要がありますが、その時間が取れないという状況にもなることが推察されます。

生活保護世帯数の増加に伴う増員であります。現状で不足しているということを鑑みて、標準数に近づくよう、増やしていくことが必要だと考えます。

先ほどのフォロー体制と、また研修なども熱心に行っているということも分かりましたが、保護課は新卒で初めての職場となる職員も多く、そうした中で後にほかの部署に配置されたときにも、生きるあらゆる制度を学ぶ場所ともなります。

来年度も生活保護申請数が増加すると予測がされます。十分な指導ができる体制のためにも、スーパーバイザーの配置も併せて必要な増員をされることを求め、私の質問を終わります。

●三神英彦委員 私から、入院者訪問支援事業について伺います。入院者訪問支援事業というのは、精神科病院の入院患者さんに対して支援員が面会交流を行うという事業ですね。

ストレスという言葉が、本当にもう世の中当たり前になって、ある日突然、上司から大きな訳の分からない仕事の下りてくるだったりだとか、おまえは選挙が弱いから猫でも電柱でも頭下げろと言われ続けるだとか、いろんなストレスがそれぞれの人たちにあるんだと思うのですが、それが個々で何とかなっているうちというのはいいのですが、それが本当に耐え切れなくなって、いろんな別の症状が起きてくるという話になると、それは精神科系の病院だとかクリニックだとか、それから場合によっては、カウンセリングを受けるといったことになります。

そういった状況というのが全国的にも増えているのですが、本当にびっくりしたのが本市における精神科病院数37か所、それから病床数7,000床

というのが、これが政令指定都市中最多となっているのです。札幌が一番多いということですね。

それで去年もこのやり取りをさせていただいて、質問をさせていただいたのですが、そこで利用されている方というのが実際に入院している間に、どんなことになっているのかというのが、一番最初に気になったことなのですよ。

昨年、予算委員会の質問に対する答弁としては、この入院者訪問支援事業というのを新たに実施していきますという答弁をいただいて、早速昨年6月からこの事業を開始、病院職員が患者の意向を確認した上で日程調整を行い、入院患者の話したいことだとか、入院中の生活に関する相談を聞くために、支援員が訪問して面会交流を行っているということをお伺いしました。

早速一つ目の質問ですが、本市における入院者訪問支援事業では、入院患者のうち、どのような方々を対象としているのか。

また、他都市と比較して、どの程度の実績なのか、今年度の実施状況についてまずお伺いします。

●成澤障がい保健福祉部長 入院者訪問支援事業の今年度の実施状況について、お答えをいたします。

本市ではご家族がいない方やご家族がいても交流がない方、こういった方で札幌市長が同意した医療保護入院者を対象としておりまして、現時点で約170名ほどいらっしゃる状況となっております。

この事業につきましては、昨年12月時点で12の都県でやっておりまして、加えて6政令市で実施をしている状況で、札幌市は45人の入院患者に對しまして52回の面会交流を行っておりまして、この数は全国の中でも高い実績となっております。

また、この面会交流回数のほかにも、本市の取組につきましては、病院との連携を図っていること、あるいは面会後の入院患者へのアンケートを実施していることなど、他都市に比ばまして様々

な先進的な取組を行っているという評価をいただきまして、厚生労働省から依頼を受けまして、この事業を担当する係長と担当者が他の自治体の研修に呼ばれまして、札幌市における実施概要を紹介していると、このような状況で事業を進めているところでございます。

●**三神英彦委員** ありがとうございます。精神科系の病院で入院される方というのが、どうなのかなというふうに考えると、やはりその症状が特定の場合にならないと出ないだったりだとか、どういう形で症状が起こるのかすらよく分からないだとか、ほかの病気とも違う難しさはあるのかなということが、結果的には長期化につながったり、あと場合によっては、その症状によっては、対人コミュニケーションが難しくなる方だとかというのもしらっしゃってということが、考えられるのだと思います。

今、お話があったように、この方々の孤立感、孤独感だとかというのを解消するというのになると、それは何か接触率を増やしたほうがいいんじゃないかな。単純に回数だったりだとか接触、実際に伺ったときの時間ですとか、そういうのを増やすのがいいんじゃないかなというふうに考えます。

質問ですが、本市で入院者訪問支援事業を次年度以降どのように展開させていくつもりなのか、お伺いします。

●**成澤障がい保健福祉部長** 次年度以降の展開について、お答えをいたします。

面会後の入院患者さん、あるいは病院の職員の方を対象としましたアンケートの実施、これに加えて、外部有識者を交えた会議で事業内容の検証を行いまして、今後の事業展開について協議を行ってきたところであります。

その中で、入院患者さんからは、この入院者訪問支援事業によりまして気持ちが明るくなったという声や、退院に関するご質問、あるいは継続的にやはり利用希望があるという声が寄せられておりまして、また病院の職員の方からは入院患者の

孤立、孤独感が解消される効果があると。

あと、対象の拡大を求める声がありまして、あと病院内の権利擁護意識、これがさらなる向上につながっているのではないかとというような意見があったところであります。

こうした状況を踏まえまして、継続した面会交流回数を増やしていくこと。それに加えて、先ほど委員のほうからもご指摘がありましたとおり、札幌市におきましては病院数、入院患者数がともに多い状況でございますので、現在は市長が同意した医療保護入院者を対象としておりますが、それ以外にも、例えば、入院が長期化している方を対象とするなど、対象者については、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

●**三神英彦委員** どうもありがとうございます。当たり前ですが、保健福祉全局でいろんな事業をやられている中で、この事例というのもうまくほかと比較検討をしながら、このまま増加傾向で続けていただけたらと思います。

多分、作家の筒井康隆さんだと思うのですが、どこかで書いていたのが本当の天才は刑務所か精神病院にいるということをおっしゃっていたんですよね。この事業の対象になる方というのが、必ずしもハンディのある方というわけではなくて、ひょっとしたら、その中に天才だって混ざっているかもしれませんので、引き続き、この事業の継続をよろしく願います。

●**かんの太一委員長** ここでおよそ20分間、委員会を休憩いたします。なお、再開時刻は15時といたします。

---

休 憩 午後2時35分

再 開 午後3時

---

●**かんの太一委員長** 委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行います。

●**森 基誉則委員** 私からは大きく2点、支援調整課の全市展開について、及び要配慮者に対する個別避難計画の作成について伺います。

まず、新設区の支援調整課職員に向けた取組についてです。

今議会の代表質問で、我が会派から区役所における支援調整課の全市展開についての質問に対し、市長から全市展開に当たっては、まずはモデル区の経験やノウハウを各区にしっかりと還元するとの答弁がありました。4月からの全市展開に向けて様々な準備を進めていると思いますが、新たな組織を円滑に機能させるためには、新設区の支援調整課にモデル区の実際の動きや、経験をしっかりと還元することが必要です。

そのように、各区の支援調整課の取組を円滑に機能させることが、様々な福祉的な課題を抱える市民生活の安心にもつながっていくものと考えます。

そこで最初の質問です。市長の言うモデル区の経験やノウハウを新設区の支援調整課職員に還元するために、どのような準備を進めているのかを伺います。

●東館総務部長 支援調整課の全市展開に向け、新たに設置される区の支援調整課職員に対し、モデル区のノウハウ等をどのように還元していくのかとのご質問でございますが、新設区において円滑に業務がスタートできますように、このたび業務マニュアルを作成したところでございます。

このマニュアルには、基本となる業務手順を網羅しましたほか、特にモデル区の経験やノウハウが求められる事柄としまして、例えば、新設区が取組を開始するのに当たって、各課が把握している支援対象となり得るような世帯の情報をどのように集約するとよいか。また、制度のはざままで明確な所管課がないような事案に対して、支援調整課がどのように関わるべきかといったことにつきましても、しっかりと盛り込んでおります。

さらに、モデル区で作成した部内研修や会議用の資料、これまでの取扱い事例なども参考資料として共有しまして、新年度に入りましたらこれらの資料や業務マニュアルを用いて、支援調整課に

配置された職員への研修も実施する予定でございます。

●森 基誉則委員 マニュアルができたというのは非常に心強いと思います。実際何も分からないところから始めるよりも、こういったマニュアルができるということと、あとは困ったときにマニュアルに戻れるということがありますので、ぜひとも、このマニュアルを基にしっかりと進めていっていただきたいと思います。

では続いて、新設区の保健福祉部職員への周知と関係性の構築について伺います。

支援調整課の取組を進めるためには、区保健福祉部の各課が把握したケースを、まずは支援調整課につなげてもらう必要があります。そのためにも、新設区の保健福祉部職員に広く支援調整課の取組を理解してもらうことが重要となります。

しかし、保健福祉部には多くの職員が在籍しており、同じ区役所内の建物内とは言いましても、事務室等のワークスペースが離れている場合は、連携が取りづらいこともあろうかと思えます。そうすると、担当課と支援調整課との風通しのよい関係をどのように構築していくのが課題になってくると思えます。

そこで次の質問です。新設区の保健福祉部職員への周知や良好な関係性の構築に、どのように取り組んでいくのか伺います。

●東館総務部長 新設区の支援調整課におきまず保健福祉部職員への取組の周知、それから職員間の関係づくりについてお答えいたします。

支援調整課の取組を効果的に進めていく上で、区役所の各課には、担当するサービスの手続だけではなく、相談者がほかにも困り事を抱えていないか丁寧に聞き取り、気になる、心配を感じるといったケースに関しては、ためらわず支援調整課につなぐ姿勢が求められます。

また、支援調整課は各課の職員が相談しやすい雰囲気、関係づくりに努め、幅広く相談を受け止めるということが必要となると考えてございます。

今回作成した業務マニュアルには、こうした点について明確に盛り込み、区の関係課長会議で改めて周知しましたほか、新年度実施します支援調整課職員への研修や各区が開催する保健福祉部職員向けの研修などを通じて、関係職員へ共有、浸透を図ってまいります。

加えまして、モデル区では、支援調整課の取組への理解促進や円滑な連携体制づくりに向けて、職員アンケートの実施ですとか職員向けのメールマガジンによる情報発信などの様々な工夫が講じられておりまして、新設される区に対してもこうしたモデル区の事例も参考とした積極的な取組を促してまいりたい、そのように考えてございます。

●森 基誉則委員 新設区の保健福祉部職員への周知の取組については、理解いたしました。

一方で、関係づくりに関しては、今の答弁で円滑な連携体制づくりという答弁がありました、その際、肝になってくるのは情報の共有ではないかと思えます。

そこで最後は、全市展開後の支援調整課職員間の情報共有についてお聞きします。さきの代表質問で、今後は新たな支援事例等についても情報共有や意見交換を行いながら、支援の質の向上を図ってまいるといふ答弁もあったところです。

今後、各区の支援調整課では、複合化、複雑化した事案に対応していくわけですから、心理的な負担も大きいと考えられます。だからこそ、ますます各区の支援調整課職員相互の連携が、重要度を増していくと考えられます。各区の困難事例の対応のみならず、部内連携の好事例や、効果的な取組内容等も含めて、情報の共有を密に行うべきと考えます。

そこで、この項目最後の質問ですが、全市展開後の支援調整課職員相互の情報共有はどのように行っていくのか伺います。

●東館総務部長 全市展開後に10区の支援調整課職員相互の情報共有、これをどう進めていくのかとのご質問でございますが、支援調整課長を兼

務する各区の保健福祉課長の会議において、適宜必要な情報共有を図っていくことはもとより、現場で支援調整課の実務を担う各区の支援調整係長等をメンバーとした定例会議や、グループチャットなどを活用した情報交換の場なども設定する予定でございます。

各区の支援調整課には、保健師、福祉コース、行政コース等の様々な職種の職員の配置が想定されますことから、それぞれの業務経験や知見なども生かしながら、困難事例に直面したときには相談や助言をしあったり、他区の参考となるような支援事例や業務上の課題の共有、意見交換が活発に行われるようにしていきたいと考えております。

こうした各区間の情報共有や連携が円滑に進むよう、本庁保健福祉局では支援調整課の取組を総括する立場から必要な調整や取りまとめを担い、10区をしっかりとサポートし、本庁と区の緊密な連携のもと、複合的な福祉課題を抱える世帯に対する支援を充実させてまいりたい、そのように考えてございます。

●森 基誉則委員 気軽に参加できそうなグループチャットの活動等、非常に有効だと思います。

私が皆さんに言うのもちょっと釈迦説法かもしれませんが、支援を必要とする方は十人十色です。今後多岐に及ぶ困難事例が発生することは、容易に想像できます。

その対応として、区内はもちろん、区をまたぐような情報共有が有効策となることも出てくると思います。支援調整課については先ほどお伝えしたとおり、今代表質問でも我が会派から質問をさせていただきました。さらに去年の決算特別委員会においても、私から質問をさせていただきました。

この施策は支援調整課が中心となり、組織横断的なチームプレーで、支援を必要とする市民や世帯を見落とさずに、様々な困難を抱えた市民の生活を福祉の面で支えるためのものです。

しかし、それだけではないとも私は考えています。職員個人個人の負担軽減、これは単純に業務量のみならず、精神的な負担、そういったことの軽減も図るといふ、実績の一石二鳥を狙うものであると思っています。二兎追う者は一兎をも得ずということにならないように期待して、次の質問に移ります。

続いては、要配慮者に対する個別避難計画の作成に関してです。

近年我が国では、気候変動による災害が頻発化、激甚化しています。道内も例にもれず、洪水や土砂災害の危険性はないとは言えない状況です。さらに、国内各地の大規模災害において、障がい者や高齢者といった自ら避難することが難しい要配慮者の方々が、適切な避難行動を取れずに逃げ遅れ、高い割合で犠牲となってしまう痛ましいケースが多く報告されており、いかに要配慮者の犠牲を防ぐかが全国的に大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、2021年に災害対策基本法が改正され、災害時の避難に特に支援が必要な避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村長の努力義務とされました。

ここまでは、先ほど森山委員がおっしゃっていたのですが、その際の答弁に、現在札幌市においては行政が主体となり、ケアマネジャー等の福祉専門職等と連携を図りながら、個別避難計画の作成もモデル的に実施しているところであり、このモデル事業の検証を経て、次年度からの本格的な事業実施を予定しているとのことでした。

この個別避難計画の作成については、災害対策基本法において、市町村長は地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成するよう努めなければならないとされています。個別避難計画の作成を推進することは、市民一人一人が災害時のことを考え、避難場所の確認や日頃の備えなど、自主的な防災に向けた取組を促していくものです。

本市においても、その方向性や取組内容につい

て、地域防災計画にしっかりと定めることは極めて重要と考えます。

そこで質問です。札幌市の地域防災計画において、個別避難計画の作成をどのように定め、推進していくのか伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 個別避難計画の作成を地域防災計画にどのように定め推進していくかについて、お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、個別避難計画の作成につきましては、災害対策基本法において地域防災計画の中で定めることとされておりまして、定める事項につきましても国の取組指針で示されているところでございます。このため、今年度末に修正を予定しております地域防災計画の中に、個別避難計画を優先的に作成する対象者の範囲、作成期間の目標及び作成の進め方などを定めるため、現在危機管理局と調整を進めているところでございます。

個別避難計画作成の方向性や内容について、地域防災計画にも明確に位置づけることで、着実に推進してまいります。

●森 基誉則委員 局内のみならず、危機管理局との調整も確かに必要になってくると思います。

では、その個別避難計画作成の進め方についてなのですが、もう少し具体的にお聞きます。個別避難計画の取組において、忘れてはならない重要ポイントの一つは、計画を作成すること自体が目的ではないということです。

どこに避難するのか、避難時にどのような配慮が必要なのか、誰が支援するのかといった個別避難計画の項目を埋めることばかりに注力するのではなく、福祉専門職の方々の協力を得ながら、自分自身の避難計画を自らの手でつくることを通じて、防災への関心や自身の課題を意識する機会を持つことが大切なポイントです。

そこで質問です。個別避難計画を作成すること自体が目的とならないよう、対象者本人や家族の防災意識を高めるため、どのように作成を進めて

いくのかを伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 防災意識を高めていくため個別避難計画の作成をどのように進めていくのかというご質問について、お答えいたします。

個別避難計画は、災害に備えて自分自身のために作成するものであるということをしっかりと意識をしていただくため、札幌市では「わたしの避難準備シート」という名称を用いて、作成を推進するところでございます。

このシートについては、作成すること自体に主眼を置いておらず、作成を通じて対象者にご自身の現状をまず知っていただき、災害時の避難のイメージを持っていただけるような様式とする予定でございます。

また、作成を通じて明らかになった課題につきましては、解決に向けた取組を促していくということで、対象者ご本人やその家族の防災意識を高めてまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 わたしの避難準備シート、やはりこれは、イメージを広げるという非常に大切なことだと思います。

計画作成の過程において、対象者自身や家族が今の自分たちでできないことが分かることを通して日頃の取組につなげてもらう、この一連の作業が、自身の防災計画を高めるためにも重要になってくると思いますので、ぜひともしっかりと進めていってください。

では、最後の質問になります。作成した個別避難計画の見直しについて、伺います。

この個別避難計画は、一度作成したらそれで終了というものではないと考えています。やはり定期的に見直す必要があるものです。なぜならば、状況は不変ではなく、時間の経過により対象者の身体状況や家庭環境などの変化も起こり得るからです。せっかく作成した計画であっても、発災時と計画策定時、それぞれの状況に大きな差異が生じてしまうと、余計な混乱をも招きかねません。対象者自身の現状に合った避難行動が取れるよ

う、適時適切な計画内容の見直しが必要不可欠であると考えます。

そこで最後の質問です。対象者の状況の変化に合わせて、どのように個別避難計画を見直していくことになるのかを伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 個別避難計画の見直しについてお答えいたします。

計画作成の優先対象となる方につきましては、要介護度や障がいの程度が比較的重度の方々ということでございます。心身の状況は変化することが想定されるため、計画の見直しは欠かせないものと考えております。

また、サービス利用計画やケアプランの更新などに合わせまして計画を見直すことで、対象者ご自身が防災への意識を継続して持つことや、避難の実効性の確保につながるという効果も期待されます。

令和7年度につきましては、新たに個別支援計画を作成することを優先いたしますが、その後の更新の手法についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 防災の意識、本当に私も大事だと思います。災害は忘れた頃にやってくるといいます。では、忘れなければやってこないのかということ、当然そんなことはないわけですし、人的被害を少しでも軽減するために、定期的に多様な災害を想定してもらうことは意味のあることだと考えています。

今回の個別避難計画は、自助が難しい方とその家族や周りの方々に防災の意識を高めてもらうと同時に、発災時には落ち着いて行動してもらうためのものでもあります。この取組が、いざというときの命綱になり得るものであると強く意識して進めていただきたいと要望し、全ての質問を終わります。

●好井七海委員 私からは、障がいのある方などへの情報提供における新たな技術の活用について、冬期移動に関する実態調査結果について、大きく2項目質問いたします。

初めに障がいのある方などへの情報提供における新たな技術の活用についての、文字情報を音声化する技術の活用に関する進捗状況について、お伺いいたします。

障がいのある方などへの情報提供の充実については、令和6年第3回定例会市議会の決算特別委員会にて、文字情報を2次元コードに変換し、スマートフォンなどで読み上げるUn i - V o i c eを一例として我が会派から質問し、札幌市が率先して情報面におけるバリアの除去を進めていきたいとのお答弁をいただいたところであります。

国におきましては、全国的に地震や風水害などの自然災害が頻発している状況を踏まえ、洪水や土砂災害などある地点で想定される災害リスク情報をまとめて調べることができる、重ねるハザードマップを提供しております。

このハザードマップについては、近年災害リスク情報を文字情報として自動表示する機能を追加し、スマートフォンの音声読み上げ機能などを利用することで、視覚障がいのある方などでも災害リスク情報を音声で確認できるよう、改善したと伺っております。

こうした国の動向を好機と捉えて、札幌市としても、視覚障がいのある方などが日常生活などの様々な場面で情報を取得しやすくなるよう、環境を整備していくことは非常に重要であると考えます。

そこで質問ですが、文字情報を音声化する技術の活用について、現在どのように対応されているのか進捗状況をお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 文字情報を音声化する技術の活用、この進捗状況についてお答えをいたします。

障がいのある方などが日常生活の様々な場面で必要な情報を取得するために、進展する情報技術を活用できる環境、これを整備していくことは重要だと認識しているところでございます。

重ねるハザードマップにつきましては、追加されました新機能によりまして、視覚障がいのある

方々が様々な災害リスク情報を取得しやすくなったことから、障がい者団体の協力を得まして、会員に対しまして、Un i - V o i c eを用いて周知を図り、ハザードマップの活用を促しているところでございます。

このほか、本年5月に改正戸籍法の施行によりまして、札幌市内に本籍のある方に対しまして、戸籍に記載予定の振り仮名を確認する通知書、これを約120万通送付することを見込んでおりまして、デジタル戦略推進局と連携をしまして、この通知書においてもUn i - V o i c eの活用を予定しているところであります。

今後も障がいのある方などの情報取得が容易になるように当事者の方々の声に耳を傾け、引き続きUn i - V o i c eの活用を庁内に働きかけるなど、市として率先した取組を進めてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 文字情報を音声化する技術の活用について、着実に取り組まれていることが分かりました。

また、戸籍法の改正を契機として送付文書にUn i - V o i c eを導入することは、新たな技術を広く市民に知っていただくまたとない機会だと思っておりますので、様々な技術があるかもしれませんが、障がい者団体などに使い勝手などを聞いて進めていただくと求めておきます。

2点目は、リアルタイム字幕ディスプレイの導入効果と今後の設置について質問いたします。

昨年の決算特別委員会におきまして、私から福祉窓口における聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを図る方策について質問したところ、窓口職員が話した内容を文字化して透明ディスプレイに表示する機器であるリアルタイム字幕ディスプレイの導入を考えているとのお答弁がありました。

昨年11月20日から、中央区、北区、東区及び白石区の福祉相談窓口へ試行的に導入しておりますが、期間は今年の3月末までであり、その後の設置の可否については、利用者の声などを踏まえ、

その効果を検証するとのことであります。

リアルタイム字幕ディスプレイは、手話や筆談を用いずに聴覚障がいのある方へ円滑に情報を伝えることが可能であり、福祉窓口を導入する効果は大きいと考えられるため、来年度も引き続き区役所の設置を継続すべきであり、今後可能であれば、全ての区役所に導入すべきと考えます。

そこで質問ですが、リアルタイム字幕ディスプレイを導入した効果と今後の設置についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 リアルタイム字幕ディスプレイの導入効果と今後の設置について、お答えをいたします。

試行的に導入している区役所の職員にヒアリングを実施しまして、窓口での対応時間が短縮したという声や外国人対応も円滑にできた、伝えるべき内容を要約せずにそのまま伝えることができたなどの声がありまして、導入による一定の効果があったと判断しているところであります。

また、利用した市民にもアンケート調査を行いまして、ほぼ全員が設置したほうがよいという回答をいただいております。加えてスムーズに手続が進められてよかったという声も頂戴しております。窓口のサービス向上につながったと、認識しているところであります。

こうしたことを踏まえまして、4区役所での継続と残り6区の設置については、検討を進めてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 リアルタイム字幕ディスプレイの導入は、様々な困難を抱える方々への助けになっており、区役所としても業務効率の向上に役立っていることが分かりましたので、何とか障がいのある方などがあらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通は極めて重要だと考えます。

障がいのある方などが情報を取得しやすい環境を実現するため、こうした新たな技術の恩恵を享受できる取組を継続して進めていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、障がい者冬期移動円滑化推進事業について、3点質問させていただきます。

1点目は、冬期移動に関する実態調査結果についてです。

車椅子の利用者及び視覚障がいのある方にとって冬期間の移動が大きな課題であり、共生社会を実現するためには、この課題を可能な限り解決していく必要があると考えております。

昨年度予算特別委員会におきまして、車椅子を利用する方々などを対象とした調査の内容とスケジュールについて、私から質問しました。

この質問に対し、冬期移動にかかる生活実態やニーズ把握を目的とした内容とした実態調査であり、同年の夏頃までに実施するとの答弁がありました。

札幌市ではこの実態調査の結果を踏まえ、障がい者冬期移動円滑化推進事業の内容を構築する考えだと思いますので、調査結果の分析は非常に重要となります。

そこで質問ですが、実態調査結果の概要についてお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 障がいのある方の冬期移動に関する実態調査、この結果についてお答えをいたします。

昨年7月に市内に居住いたします下肢、体幹、視覚等に障がいのある方約3,500人と、福祉用具事業者などの約400社を対象に実態調査を実施しまして、約1,600人、200社から回答があったところでございます。

主な調査結果といたしましては、障がい当事者の約6割の方から、冬期間の外出頻度が夏の期間に比べて減るという回答をいただいております。やはり積雪や路面の凍結などで外出を控えているということが伺えたところでございます。

また、既に製品化されております車椅子用のスタッドレスタイヤやつえ用のアイスピックなどについて、約4割の方が補助制度があれば購入を検討したいと回答しております。一定のニーズがあることが分かったところでございます。

●好井七海委員 調査結果の概要については理解できましたが、やはり車椅子を利用する方々の中で、冬期間の外出を控えている方々が一定数いるとのことであり、これらの方々が外出しやすくなるような取組が必要だと感じました。

2点目は、冬期用の移動支援ツールを体験できる機会についてです。先ほど、車椅子用のスタッドレスタイヤやつえ用のアイスピックなどについて一定のニーズがあるとのことでしたが、実際に移動支援ツールを体験する機会があれば、車椅子を利用する方々などがその有効性を確認、認識できると考えます。

昨年度の予算特別委員会において、移動支援ツールを体験できる機会を設けるよう求めたところ、今後、具体的な事業内容を検討していくとのことでしたが、ご答弁がありました。

そこで質問ですが、冬期用の移動支援ツールを体験できる機会を設置したのかお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 冬期用の移動支援ツールを体験できる機会、これについてお答えをいたします。

冬期用の移動支援ツールの有効性を認識いただくため、昨年10月から札幌市社会福祉総合センターの4階に福祉用具展示ホール、こちらのほうに車椅子用のスタッドレスタイヤやつえ用のアイスピックなどを展示いたしまして、まずは現物を確認できる機会を設けたところであります。

今後は、実際に冬道で利用いただくなど、様々なイベントなどの活用を通じまして、冬期用の移動支援ツールの体験機会、これを設けてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 こういった移動支援ツールの機会を設けるということは非常に大事なことだと思いますし、また車椅子を利用する方々にとって有効な取組だと思います。できるだけ多くのイベントを通して、市民の方々に体験できる機会を提供していただきたいと思っております。

3点目は、来年度の取組についてです。

既に製品化されている移動支援ツールについての実態調査の結果、補助の制度があれば購入を検討したいとの回答した方が4割程度のご答弁がありましたが、そのような結果が出ているのであれば、何らかの補助する仕組みを検討すべきではないでしょうか。

また、既に製品化されている移動支援ツールの種類は少ないことから、障がいの特性やニーズに適した移動支援ツールを新たに開発することができれば、さらなる冬期間の外出促進につながるのではないのでしょうか。

いずれにしても、札幌市は今回の調査結果を受け、何らかの取組を行うべきと考えます。

そこで質問ですが、障がい者冬期移動円滑化推進事業の来年度の取組についてお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 来年度の取組についてお答えをいたします。

実態調査の結果から、冬期用の移動支援ツールが普及することにより、車椅子を有する方などの冬期間の外出促進が期待できると考えているところであります。このことから、冬期用の移動支援ツールについて、補装具として位置づけ給付することが可能かどうか、現在検討を進めているところであります。

また、委員ご指摘のとおり、既に製品化されております移動支援ツールの種類、これが限られておりますことから、障がい特性やニーズを把握した上で、大学等の研究機関と連携をしまして、冬期用の移動支援ツールの開発に取り組みたいと考えているところでございます。

●好井七海委員 補装具として冬期用の移動支援ツールを給付する、そして新たな支援ツールを開発していくことは、どちらも車椅子を利用する方々などの冬期間の外出促進が期待できる取組であり、ぜひ実現してほしいと願っております。

最後に要望ですが、昨年度の予算特別委員会でもお伝えしましたが、車椅子を利用する方々などは、今、この時点でも雪道の移動に苦労している

状況にあります。その点を意識して、それらの方々への支援を1日でも早く開始していただくことを強く求めまして、私の全ての質問を終わります。

●長屋いずみ委員 私からは重度障がいのある人の施設入所に関連して3点、質問をいたします。

本市の各障がい者手帳所持者の総数は、2022年度末時点で13万5,000人、人口の7%で、19年度から約3,000人増加しております。増加分の約3,000人のうち、療養手帳所持者が2,000人です。そしてその1割、200人が重度障がい者です。重度の方の増加率が少し高くなっていました。

札幌市の障がい者数は増えていますが、国は住み慣れた地域で住み続けることを方針に、入所施設からの地域移行を進めております。

こうした中、重度障がい者がグループホームへの入居を断られるなどの問題が全国各地で起きていることから、我が党は北海道議会議員団とともに、昨年9月に厚労省に対して、実態を掴んで抜本的な対策強化することを進めていただくよう、求めてきました。

そして、厚労省は12月に実態調査を行っております。そこで、本市の状況の確認と課題を明らかにしたいと思っております。

質問ですが、本市の障がい者入所施設の定員数と利用者数及び入居待機者数を伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 市内の障がい者の入所施設の定員と利用者数、そして、その待機者数についてお答えをいたします。

昨年3月末の時点で、市内の障がい者入所施設の定員数でございますが、28施設で合計1,326人、入所者は1,185人となっております。定員に対しまして9割近く埋まっている状況となっております。

また、待機者数につきましては、昨年11月に国から照会がありまして、527名と回答をしております。この待機者527名のうち、札幌市内に居住している方は417名で、そのほかは市外居住者な

どとなっているところです。

●長屋いずみ委員 本市の障がい者入所施設全体の定員数や、入所者、待機者数をご答弁いただきました。待機者が500人を超えていますので、希望しても入所できない状況と言えます。

また、市外からの希望者数が約100人、これを含めた人数ということでした。現在、住んでいる地域には施設がなく、ほかの地域、札幌の施設に頼らざるを得ない、こういった状況でもあるのではないかと懸念をします。

さらに本市において、重度の障がい者数は6,000人を超えていますので、重度、最重度の知的障がいの方の多くは家族がケアをしている現状と推測されます。

そこで、家族の急病や急用時など緊急で入所等の必要が生じた場合、どのような対応になるのか伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 緊急入所の必要性が生じたときの対応について、お答えをいたします。

まず、障がいのある方が地域生活を送る中で緊急入所、この必要性が生じた場合は、短期入所事業所で受け入れることとしております。令和3年に夜間休日の緊急受入窓口というものを設置しております。今年1月までの約3年間で218件の緊急入所調整、17件の訪問見守りを行っているところでございます。

●長屋いずみ委員 重ねて重度、最重度障がい者のグループホームなど、地域での受入れの拡大はあるのかを伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 重度障がい者のグループホームの地域での拡大、これについてお答えをいたします。

重度の障がいがある方の地域での受入れ拡大は、グループホームを中心に行っておりまして、毎年度1施設、国庫補助を活用しまして、このグループホームの新築整備を補助しているということを行っておりまして、札幌市におきましてはこの補助に当たりまして、重症心身障がいの方、

強度行動障がい児者の方、医療的ケア児者の方、そういった障がいの重たい方の受入れを、補助の要件としております。

加えまして、緊急時の受入れも要件としておりまして、重度の障がいのある方の受入促進を図っているところでございます。

●長屋いずみ委員 緊急時は何とか地域で受け入れてもらっている。それとグループホームは毎年1施設をつくっているということでした。

グループホームは障がい者が3、4人、職員などから生活や健康管理面でサポートを受けながら共同する住宅です。知的障がいに加えて、先ほど部長も答弁されておりましたけれども、強度行動障がいなどがあると、自分や他人を傷つけること、物を壊してしまうことも高い頻度で起こります。一度パニックが起こると1分で落ち着く場合もありますけれども、1時間以上続く、こういったことも多く、また成人ですので落ち着くまでは複数人での支援も必要であり、職員への負担も大きいので、少人数しかないグループホームなどでは、緊急の対応はなかなか難しい状況だと思えます。

しかし、家族のみでのケアも限界はあると思えます。特にシングル世帯や年老いた両親のみとの世帯は、家族の負担も大きくなり、施設入所を考えることも多いのではないかと推察いたします。

それぞれに合った自立を考えていくためには、まず実態や要望の把握が必要だと思えます。

そこで、最後の質問になります。当事者や関係団体からも意見や要望をお聞きしていると思えますが、重度障がい者家族の施設ニーズ調査は実施されているのかを伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 施設入所についての当事者や関係団体からの意見だとかニーズ調査があるかどうかについて、お答えをいたします。

当事者やご家族への施設入所についてのニーズ調査は実施をしておりますが、当事者や関係団体からは、重度の障がいのある方が利用できるグループホームや短期入所事業所の拡充、こういっ

た意見は出されているところであります。

現在、国におきましては、施設から地域への移行を進めるために、現在入所施設の在り方や地域生活の支援施策、これについて並行して検討を進めているところであります。

札幌市におきましても、こうした国の動きを注視しまして、当事者や関係団体のほうに耳を傾けて、重度の障がいのある方を受け入れるグループホームや生活介護事業所の新設、国庫を活用できるように後押しするとともに、地域生活ができる環境整備を着実に進めていきたいと考えております。

●長屋いずみ委員 団体からも要望が出されているということでした。

我が党がさっき冒頭で述べました厚労省への要請を行った翌日、武見元厚労大臣は記者会見で、施設入所ができない現状は望ましくない、望ましいことではないと述べておりました。

そして、厚労省から実態調査で行ったアンケート、障がい者が地域生活を送る上で課題と感じていること、この問いに本市は地域生活を支援するための地域資材が不足している、専門的な支援ができる人材が不足している、こういったことを記載されておりました。

まず、家族が介護できなくなり、取りあえずショートステイに入って、ショートステイの場を転々とつなぐ状態になってしまうことや、シングルや高齢でケアが困難となり、孤立した生活を送っていないかなど実態調査と合わせて、施設入所についてのニーズを把握していただくこと、その際、当事者、家族からの声を丁寧に聞いていただくことと併せて、必要な体制整備をする上でも本市の障がい者入所施設の定員数と利用者数、待機者数などについても、ぜひ内訳、詳細を分析していただくことを求めたいと思えます。

それから本日、障がい者の雇用に関わる本市の事業見直し、この報道がありました。障がいのある、なしにかかわらず、どんな人もその人らしく生きていく共生社会を実現させるために、理念的

な条例も提案されているわけですから、障がいのある人、一人一人がその人らしく生きていくための本市の施策は、充実させることが求められているということを申し述べて、私の質問を終わります。

●水上美華委員 私からは、医療的ケア児レスパイト事業について、質問させていただきます。

痰の吸引など医療的なケアが必要な子ども、いわゆる医療的ケア児とその家族の支援としては、訪問介護が多く、広く利用されております。しかし、医療保険の訪問介護は原則として週に3回、1回当たり90分までであり、主に自宅での支援とされております。

これについて、当事者の家族の方からは、時間の制限や自宅での支援に限られているため、支援の拡充を求める声が上がってまいりました。

これを受けて私ども会派は、昨年、第1回定例議会の予算特別委員会で、医療的ケア児とその家族の支援の充実について質疑を行ったところであります。

本市では、昨年10月から医療的ケア児レスパイト事業が始まり、医療保険の訪問介護制度では対応できない長時間のケアや、自宅以外の外出先での支援も対象として、年に24時間まで支援を受けられるようになりました。昨年は10月からということでありまして、今年度は12時間までということになっております。

この事業を利用した医療的ケア児の保護者からは、介護による寝不足が続いていたけれども、十分な睡眠が取れた。または、ほかの兄弟の行事に心おきなく参加できて大満足だったというふうに、希望した目的を達成できた喜びの声を聞いております。

まずは予定どおり事業を立ち上げ、実際に支援につながっていることは会派として評価しているところであり、多くの方にこの事業を利用いただきながら、よりよい事業に育てていただきたいと思いますと考えております。

そこで質問ですが、医療的ケア児レスパイト事

業のこれまでの利用状況と今後の事業の方向性について、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 医療的ケア児レスパイト事業のこれまでの利用状況と今後の事業の方向性について、お答えをいたします。

昨年10月に事業を開始いたしまして、これまでに70人が利用登録を行っております。この70人が今年1月までの4か月間、19人が延べ92時間利用をしております。

利用内容としましては、保護者の私用や休息が約6割、兄弟の行事への参加などが約2割となっております。利用場所としましては自宅が8割、外出先が2割となっております。医療的ケア児とそのご家族の希望に合わせて、利用をいただいているものと考えております。

次に、今後の事業の方向性についてですが、日常的に医療的ケア児を支えているご家族が急な用事への対応や気兼ねなく利用ができるように、現在の24時間から、既に同様の事業を実施する他都市と同程度の年間48時間に令和7年度から拡充をする予定となっております。

また、本事業の実施開始に向けた情報収集を行う中で、周辺市町村でも医療的ケア児のご家族のレスパイトニーズがあることを把握しましたことから、札幌市が持つ福祉的資源やネットワークを生かしまして、令和7年度からさっぽろ連携中枢都市圏、この事業として位置づけ、事業を展開していく予定となっております。

●水上美華委員 来年度からこの給付時間を48時間に拡充するというごさございました。年24時間しかなければ、保護者の病気など突発的な状況に備えるために残しておきたいという気持ちになり、レスパイトの充実につながらないのではと危惧していたため、48時間に拡充することに対して評価をしていきたいと思っております。

また来年度から、本事業をさっぽろ連携中枢都市圏の事業として位置づける予定だというごさございました。本市の周辺では、医療や福祉に係る社会資源が少ない市町村もあり、医療的ケア児

を育てる保護者の負担軽減の観点から、より広く事業を展開することは望ましいと考えます。

そこで質問ですが、さっぽろ連携中枢都市圏へ事業を展開するに当たり、どのような運用となるのか具体的にお伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 さっぽろ連携中枢都市圏への事業を展開する際の運用、これについてお答えをいたします。

年度末あるいは4月1日に、札幌市と連携中枢都市圏の各市町村が事業実施に関する協定書、これを締結した後、利用を希望する住民が訪問看護事業所を通じてオンラインで利用申請を行うことで、札幌市民と同様にこの事業を利用できる、そのような運用を予定してございます。

また各市町村に対しましては、それぞれの住民の訪問看護に要した費用として、1時間当たり7,500円、これに加えて、本事業の利用や相談等に対応するために設置しているサポートセンターの運営経費として、利用者1人当たり年間2万円を負担してもらいまして、運用をしていく予定となっております。

●水上美華委員 さっぽろ連携中枢都市圏の枠組みを活用することで、各市町村がそれぞれに同様の事業を実施するよりも効率的に支援できる手法になっているのかなど。とても効果的な広域連携の在り方であるというふうに感じました。ぜひ1市町村でも多く巻き込んでいけるように進めていただきたいと思います。

最後に、利用促進に向けた事業の周知について伺います。これまでに、先ほどの答弁ですと70人が本事業の利用者登録を行っているというところでありましたが、本市の医療的ケア児が350人程度と試算されていることを踏まえると、まだ利用登録を行っていない保護者が多くいる状況であります。

ただ、昨年10月からスタートしていますので、まだ5か月程度だということももちろん理解しております。

ただ実際に私どもの会派でも、この医療的ケア

児の保護者の皆様から本事業について知らなかったという声や、どのように使えばいいのか分からないという声を複数聞いているところであります。

日々の子どものケアに向き合っている保護者にとっては、どのような支援があるかを調べる時間を確保するのも簡単ではありません。医療的ケア児の保護者が孤立しないよう、医療的ケア児レスパイト事業という支援があるということをしっかりと伝え、利用につながるための取組が不可欠であります。

そこで質問ですが、本市では本事業についてこれまでどのように周知してきたのか、また利用促進に向けて、これからどのように周知しようと考えているのか、お伺いいたします。

●成澤障がい保健福祉部長 利用促進に向けた事業の周知、これについてお答えをいたします。

まず、事業の開始に当たりましては、ホームページや広報さっぽろに掲載するとともに、周用の案内チラシ、これを作成しまして、区の保健センターや市内の訪問看護事業所、あと医療的ケア児の保護者の会などを通じまして、周知をしたところです。

今後につきましては、より多くの方に本事業を知っていただけて利用いただけるように、各市町村とも協力をしながら、病院など医療的ケア児とつながる機会が多い場所、こういったところで周知を行っていかうかと考えております。

また、内容につきまして具体的な利用イメージが湧くように、実際の利用事例あるいは声だとか、そういったものを紹介することで事業を利用したいだとか、そういったところにつながればということで、効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

●水上美華委員 これまでの周知方法と、また今後病院等々を含めても周知をされていくということでもございました。

350人程度といいますと、そこまで決して多い対象者数ではないのかなと思います。ぜひ効果的

に周知できる対策をいろいろ考えていただきたい  
と思います。

最後に要望となりますけれども、先ほど登録者  
が70人で、1月までの利用者はこの4か月間の中  
で19人ということでした。19人と聞きます  
と、最初私もちょっと少ないのかなというふう  
に感じたのですが、ただ登録をされていて利用し  
ていない方、保護者の方にお話を聞きますと、もっ  
たいたなくて使えないと、何か本当に困ったとき  
のためにこれを取っておきたいということでした。  
まだ使っていない方々も、やはり通常の  
訪問介護より長い時間が使える。さらには自宅以  
外の場所でも利用できるのも、本市のこのレスパ  
イト事業についてありがたいと、とても頼りにし  
ているというような声を伺っております。ぜひ利  
用されていない方も多いですけれども、本市がこ  
の事業を始めたことで、保護者の方々にとって  
は、やはり精神的な不安を一つ軽くしている事業  
だと思いますので、ぜひこれをよりよい事業にし  
ていくように、今後皆様からニーズやまた課題な  
ども伺いながら、運用面等々を含めて見直しを繰  
り返しながら利用が増えるような、そういう事  
業に育てていただくことを求めまして、私の質問  
を終わります。

●丸山秀樹委員 私からは、子ども発達支援総  
合センターの入所施設について、質問をさせてい  
ただきたいと思います。

最初に、施設に入所している児童への支援の在  
り方について、お伺いをさせていただきたいとい  
うふうに思います。

子ども発達支援総合センターは、お子さんの身  
体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、  
医療と福祉の一元的な支援を目指して平成27年4  
月に開設をされまして、今年で10年目を迎えました。

医療部門と福祉部門を有する複合施設ですが、  
福祉部門の入所施設として児童心理治療施設こ  
らぼと、福祉型障がい児入所施設さぼこがあり、  
それぞれ市立札幌病院精神科の分院であった静療

院の小児病棟と自閉症児施設が再整備をされたも  
のでございます。

少し当時を振り返りますと、小児病棟には急性  
期の精神症状に対する保護観察室や、集団生活に  
馴染めない子どもたちの個室が不足しているとい  
う問題がございました。この問題を解決するため  
に、市立札幌病院本院の精神医療センターが急性  
期の子どもを受入れ、生活支援が必要な子どもに  
ついては小児病棟を福祉施設化することで、一定  
の改善を図ってきたという歴史がございます。

また自閉症施設では、強度の行動障がいがある  
ために地域で生活する場がない子どもが多く、18  
歳を超えても入所し続ける状況がございました。  
これに対して東雁来に成人施設が設置され、地域  
での受入れが進むことで、本来入所対象とすべき  
子どもを受け入れることができるようになったと  
ころであります。

我が会派では先日、このこらぼとさぼこの両  
施設を視察させていただきましたが、日常生活で  
生きづらさを感じ、行動上の問題を抱える子ども  
たちを支援する施設であると、改めて認識をさせ  
ていただいたところでございます。

そこで質問ですが、子どもへの支援に当たり大  
切にされていること、つまり施設での支援の在り  
方についてどのように考えているのかを、お伺い  
いたします。

●中西管理担当部長 施設での支援の在り方  
についてお答えいたします。

入所となる子どもの多くは、障がい特性や虐待  
を受けてきた経験などから、対人関係が苦手と人  
とのコミュニケーションを取ることが難しい状態  
にあります。

このような子どもたちは、例えば、怒られ続け  
たり、いじめられたりする経験などから自己肯定  
感が低く、自信を失っていたり、周囲に対する不  
信感を抱えているケースが多く見られます。その  
ため、まずは人と関わる安心感を持ってもらうこ  
とを目指した上で、人と関わる楽しさや人から褒  
められる体験を積み重ね、少しずつ信頼関係を築

いていけるよう、時間をかけて粘り強く寄り添った支援を行うことが重要と認識しております。

●丸山秀樹委員 本当に入所されている子どもたち、障がい特性、そして虐待経験、本当に困難を抱えている方がいらっしやいまして、やはり安心してできるこの関係性、そしてまた信頼関係を構築すること、これも本当に大変なご苦労がある施設だなということも実感をしたところでもございます。この一人一人に寄り添った丁寧な支援が重要であるということを私たちも改めて認識をしたところではありますが、施設で伺った中では24時間365日生活を共にし、支援する施設であるということから、日々様々な苦労があるということもお聞きをしております。

例えば、子どもが2階の部屋から窓を壊して飛び降りて無断外出を繰り返したり、里親からの暴力、ネグレクトなどの虐待経験、こうしたことから自分の要求が受け入れられないことを理由に、子どもが暴力を振るって職員が負傷するといったこともあったということも伺っております。

トラブルを起こしそうな子どもも周りの子どもたち、職員、それぞれの安全、安心の確保をしながら、子ども一人一人に寄り添っていくことは本当に大変だと思いますが、子どもたちが生活しながら支援を受ける施設としては、子どもたちが落ち着いて過ごせる場所、安心できる場所、よりどころとなる場所であるという必要がございます。

そこで質問ですが、子どもたちが安心して生活し支援が受けられるよう、どのような取組をなされているのかお伺いをいたします。

●中西管理担当部長 子どもが安心して支援を受けるための取組について、お答えいたします。

子どもたちが安心して生活するためには、関わる大人が子どもたちの背景や現状を理解した上で一貫した対応をすることが重要であります。このことから、一人一人の子どもたちについて毎日の職員ミーティングに加え、主治医や学校との定期的なカンファレンス等により、情報の共有と支援

方針の検討を継続的に実施しております。

また、子どもたちの安全のため、早朝の高等支援学校への登校の付き添いから、日中の病院受診や下校の付き添い、心理的に不安定になりやすく、子どもたちの関係にも目を配る必要がある夕食前後から就寝までの時間帯などを、きめ細やかに職員を配置しております。

さらに、心理治療施設であるこらぼでは、安心して過ごしてもらうために、昨年7月に施設を改修し、個室を増やす等の環境整備を行ったところ です。

●丸山秀樹委員 まさに登校時の付き添いもされていますし、また時間帯によってはやはり子どもたちが不安定になるこの時間、こういうところもしっかり察知をしていただいて、職員をそのときには一定程度を増やすような、そうした時間的な配慮、こうしたことも実はやっている施設だというお話もございました。

また昨年の7月には、環境面ということで個室の対応、環境整備もされたということもございます。

最後に三つ目の質問ですが、関係機関との連携とそうした状況の課題についても少しお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

近年、児童虐待件数というのは非常に増加をしております、不登校の子ども数も過去最多の人数を更新し続けているという状況でございます。様々な要因が重なることで、家族や親子の問題も複雑化しており、入所施設での支援を必要としている子どもや家庭が増加しているというふうに考えます。

来年度、市内2か所目となります東部児童相談所、これが開設となります。これまで潜在化していたニーズが掘り起こされて、児童相談所等の機関から緊急の受入要請が増えるということが想定されると思います。

こういった社会的な課題に向き合っている施設の重要性は、一層高まるものと考えます。また、子どもたちが守られ、安全、安心に生活するため

には、支援に関わる機関との連携をしていくことも大変重要でございます。

そこで質問ですが、関係機関との連携の状況と課題についてどのように考えているのかを、お伺いいたします。

●中西管理担当部長 関係機関との連携の状況と課題について、お答えいたします。

こちら、さぼこでは、困難を抱える子どもを受け入れて支援し、社会適応力や自立する力を育むことを目指しており、入退所の措置を行う児童相談所をはじめとする様々な関係機関との連携が重要です。

児童相談所とは、定期的な協議の場や子どもとの面談機会などを通じて、情報共有を密に図り、支援しております。また、共同で職員研修を実施するなど、職員の専門性向上にも努めております。

しかしながら、児童相談所からの緊急の一時保護委託等の要請に対しては、先ほどご答弁を申し上げたとおり、職員が入所している子どもたちとの関係構築に時間がかかることに加えて、子どもたち同士の関係性に配慮が必要なケースも多く、速やかに応じられないことは課題として認識しております。

今後とも1人でも多くの支援を必要とする子どもを受入れ、健やかに成長できるよう、安全、安心な生活環境を提供するために関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

●丸山秀樹委員 ただいまの答弁でも、現段階でも既に一時保護委託要請にすぐ対応できないといった状況があるというお話もございました。

子どもや家族は、その時々状況に応じて、最も適切な場所で支援を受けられるべきであり、支援する際には、何よりも子どもの視点を第一に考えてほしいと願っているところであります。

子どもにとって安全、安心が感じられる居場所が必要でございます。全国の類似施設においても、子どもたちが抱えているという問題は大幅複

雑化しており、支援する施設の人員体制は、国の基準以上に配置してもなお厳しいという声が聞かれているところでもあります。これが実態です。

両施設とも、現在定員には満たしていないというふうに向っておりますが、このことから、そしてさぼこに入所するお子さんは男の子も女の子もおりますことから、当然当直する職員というのは当然男女複数で対応に当たる必要もありますし、限られた体制維持に苦慮しているという現実があるように思われます。職員配置が不十分であれば、受入要請があっても対応には困難であります。

については、支援を必要としている子どもがいるときは速やかに受け入れることができるような、もう少し余裕を持った人材の配置をすべきと考えます。

また、十分な支援ができるよう専門職の人材を確保して、適切な人員体制を整えるとともに、専門的な支援が行われるように、引き続き人材育成にも取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

●脇元繁之委員 大地さっぽろ、脇元でございます。私からは、福祉除雪についてお尋ねしたいと思います。

札幌は雪解けが進んできたとはいえ、昨日も今日も雪が降って、私、朝、街頭演説をやっているのですが、昨日も今日も雪まみれでありました。マイクを握りながら、今年の春はまだまだ遠いかなと思ったところであります。

そんな中で、毎年12月から翌年3月までの約4か月にわたって実施されている福祉除雪について、何点かお尋ねしたいと思います。

本年令和7年度の予算では、福祉除雪費は1億2,700万、利用世帯数が6,111世帯ということになっておりまして、非常にここ雪国、札幌の非常に大きな事業にもなっている大切な事業かなと、そんなふう思うのですが、この福祉除雪、高齢者や障がいのある方の外出支援策として、道路に面した出入口部分と玄関先までの敷地内通路部分

に降り積もった雪を、地域協力員が除雪を行う事業として、3年間の試行実施を経て、平成15年度から本格実施に移行したと伺っております。

以来、利用世帯数が徐々に増えている中で、この事業を支える地域の協力員の数も年々増えているとは聞いているものの、ボランティアに基づく事業の中で地域協力員の負荷が高まっている。言い換えますと負担が増しているのではないかと、そんなふうに思っているところであります。

ちなみに、協力員の作業内容を簡単にお話させていただきますと、出入口の窓口は1.5メートル、敷地内をずっと除雪をしてもらって、この玄関口はおおむね80センチ。こちらのほうを除雪をしろというところであります。基本的には協力員、生活道路の新設除雪のための市の除雪の入った日、この日のみ1回だけということになっていますが、今日みたいに朝の雪が降って積もると、除雪が入っていなくてもやはり協力員の方、地域の協力員なものですから、やはり除雪をするということもあるということで、非常に負荷がかかっているんじゃないかな、そんなふうに思うわけでありまして。

そこでまず、地域協力員1人当たりの担当世帯数について、制度開始当初と比較して、どのような傾向にあるのかお伺いしたいと思います。

●向瀬地域生活支援担当部長 福祉除雪の地域協力員の担当世帯数を事業開始当初と比較した場合の傾向について、お答え申し上げます。

事業を本格実施しました平成15年度の利用世帯数は3,510世帯、地域協力員数は2,445人でございまして、地域協力員1人当たりの平均担当世帯数は1.44世帯でございました。

それに対しまして、直近でございます令和6年12月末時点では、利用世帯数は5,675世帯、地域協力員数は3,744人、地域協力員1人当たりの平均担当世帯数につきましては、1.52世帯となっております。

長期的に見ますと、利用世帯数の伸びが地域協力員数の伸びを上回ってはおりますが、近年は広

報活動を強化しているということもございまして、地域協力員数も増加しており、平均担当世帯数の伸びが抑えられているという状況になっております。

●脇元繁之委員 ありがとうございます。利用世帯数の伸びもあるが協力員数も増加していると、これは近年の広報活動の強化ということで平均担当世帯数の伸びが抑えられているということでもあります。

どうして最初にこのような質問をしたかといいますと、これは南区のある単位町内会の話なのですが、この冬、利用希望者が16世帯あって、それに対応する協力員の数が6人だったと。毎年秋に区の社会福祉協議会から町内会長宛に依頼文書が来て、それを受けて地域の高齢者や障がい者の情報を持っている民生委員、児童委員がマッチングの作業をしています。

どのように振り分けるかは、その利用希望世帯と協力員の住所などを照らし合わせて決めていくことになるのですが、中には4世帯とかも除雪を担当している協力員がいるとのことでした。また、そのほか協力員の2人は3世帯ずつ担当しているということでもありました。

この冬は1月まで極端な少ない雪でしたが、2月に入って断続的に降雪に見舞われたため、4世帯を担当していると通常であれば1時間ほどで作業が終了するのに、降雪量が多いときは除雪車が大量に雪を玄関先に置いていくものですから2時間ほどかかることもあるとのことでした。

このため自分の家の玄関前除雪も十分にできないままに、やはり現場に駆けつけなければならない場合もあるということでもあります。特に階段周りの除雪は、時間がかかって苦勞するとのことでした。暖冬で氷の塊を割るような除雪作業でなかったものの、協力員自体が比較的高齢であるため、かなり負担であったとのことでした。

こうした事情を耳にすると、利用世帯数と協力員のマッチングが必ずしもうまくいかず、特定の協力員に負担がかかり過ぎているという面もある

のではないかと思います。

そこで見解をお聞かせいただきたいと思えます。また、事業の実施主体である札幌市社会福祉協議会では、毎年福祉除雪終了後に利用世帯や協力員を対象にアンケート調査を行っているとのことですが、実際にどのような意見なり要望が寄せられているのかを教えてください。

●向瀬地域生活支援担当部長 福祉除雪の地域協力員の方の負担とアンケート調査の結果について、お答えいたします。

まず、地域協力員の方の負担でございますけれども、担当世帯数につきましては地域協力員の方の希望を踏まえて依頼をさせていただいております。令和5年度におきましては地域協力員の方の7割強が2世帯以下を担当しているという状況にございました。

ただその一方で、一部の協力員、地域協力の方におかれましては、やはり希望より多くの方を担当しているという状態で負担が大きくなっている場合もあるということは聞いております。

次に、令和5年度の事業実施後に行ったアンケート調査でございますが、やはり担当世帯数や除雪の範囲が増加すると地域協力員の方の負担感も増す傾向が見られたところでございます。

利用、またはその協力に対する感想ということで、利用世帯、地域協力員共に約9割の方がよかった、またはまあまあよかったということで、満足度の高い回答を得ているところでございます。

●脇元繁之委員 ありがとうございます。福祉除雪の利用世帯や地域協力員に対するアンケート調査結果では、ほぼ満足しているという回答が多かったようですが、やはりその担当世帯数の多さなどによって除雪の範囲が増加すると、協力員の負担感も増す傾向にあると。そこが要望というか不満というか、そういうものであったということでもあります。

現在の地域での協力員のマッチングを見ていると高齢の協力員が多く見られますので、今後に向

けてはその負担感を少しでも和らげるため、現役世代の協力員を増やしていくことが大切だと、そのように考えます。

実は私の長男坊も、学生時代にこの福祉除雪に志願させていただきまして、福祉除雪を1件を担当したのですが、非常に長い階段のある家で、若いとはいえ、雪の状況で疲れて顎を出して帰ってくるということもありました。それは特異なケースであるとしても、この福祉除雪の制度を今後も維持していく上では、やはり若い人の協力もぜひ必要だと思うわけであります。

そこでお聞きします。協力員を確保するために、とりわけ現役世代に協力員の仕事を担ってもらうために、市としてはどんな対策を講じているのか、お伺いします。

●向瀬地域生活支援担当部長 現役世代の方を福祉除雪の地域協力員として確保するための対策について、お答えをいたします。

この福祉除雪の事業を持続可能なものとしていくためには、やはり現役世代の地域協力員の確保は重要な課題であると認識をしております。そこで令和5年度におきましては、市内の中学生とその家族に参加していただけるよう、地域協力員募集のチラシを配布したほか、市内の各大学に地域協力員募集のポスターを掲示するなど広報活動を強化をした結果、60代以下の地域協力員の割合は令和4年度の28%から33%へと5ポイント上昇したところでございます。

さらに令和6年度におきましては、市内の高校生、小学生とその家族に向けたチラシの配布であるとか、SNSを活用した呼びかけ等にも取組を広げておりまして、さらなる現役生の確保に取り組んでいるところでございます。

●脇元繁之委員 ありがとうございます。若い地域協力員を発掘していくために様々な取組、こちらのほうを展開しているということで承知をいたしました。中学生とか高校生、大学生ともなりますと勉強が第一ですから、なかなか福祉除雪に従事しづらいという側面があることは重々承知し

ておりますが、例えば、高校受験の内申書や自己推薦では社会貢献活動が高く評価されることもありますので、そういったメリットも添えながら、さらなる広報活動に努めていただきたいと、これは要望をさせていただきたいと思えます。

そこで最後の質問となりますが、札幌で福祉除雪が本格実施してから20年が経過するというところで、今後の福祉除雪の在り方について、社会福祉審議会の地域福祉活動専門分科会において意見を求めていると伺いました。まだ、分科会での議論の最中ということですが、これまでにどのような意見が出されているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思えます。

●向瀬地域生活支援担当部長 地域福祉活動専門分科会における意見についてということで、お答えいたします。

昨年の3月に第1回目の社会福祉審議会、地域福祉活動専門分科会を開催して以降、これまでに計4回開催いたしまして、今年度内の意見の取りまとめを予定しているところでございます。

この分科会におきましては、福祉除雪事業の持続可能性の観点から議論を行っておりまして、例えば、利用の必要性をしっかりと判断するために、利用の要件に要介護度を利用してはどうかであるとか、地域協力員を確保するためには、満足度を高めるための取組や、長く続けていただけるような負担軽減策を検討すべきではないかといった様々なご意見やご助言をいただいているところでございます。

今後は、この分科会でいただいたご意見等を踏まえながら、福祉除雪が持続可能な事業となるよう、札幌市社会福祉協議会とともに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●脇元繁之委員 ありがとうございます。様々な意見、また助言をいただいているようなので、ここでしっかり今後に生かしていただきたいなと、そんなふうに思えます。

地域の皆さん方からとても感謝されているこの福祉除雪であります。実はこの福祉除雪、やはり

地域でいろんなコミュニケーションの場にもなっているというところもあって、本当に重要な事業だと、そんなふうを考えるわけであります。

また核家族化が進み、高齢者世帯が増えておりますので、そう考えると、この事業は本当に続けていかなければならない事業だなど、そんなふうに思えます。

分科会でのご意見もありますように、協力員の負担軽減ということも十分念頭に置きながら、持続可能な制度としていただくよう要望して、私の質問を終わります。

●かんの太一委員長 以上で、第1項 社会福祉費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月11日火曜日午前10時から、保健福祉局関係のうち、高齢保健福祉部、保険医療部、ウェルネス推進部、保健所及び衛生研究所の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

---

散 会 午後4時20分